

廃棄物政策の変遷及びこれまでの 取組等について

平成28年5月19日

第1回廃棄物処理制度専門委員会

目 次

1. 廃棄物政策の変遷
(廃棄物処理法改正の経緯など)
2. 廃棄物の適正処理の確保に関する状況
3. 3Rに関する状況
4. 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する状況
5. 廃棄物処理分野における温暖化対策に関する状況
6. 廃棄物政策に係る計画・方針等
7. その他

1. 廃棄物政策の変遷

(廃棄物処理法改正の経緯など)

ポイント

- 廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上、生活環境の保全の目的に加え、1990年代以降、循環型社会を形成するため3Rの推進をも含めた政策に舵取り。
- また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務。
- さらに、温暖化対策、災害廃棄物対策に対する要請の高まり。
- このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、平成9年、12年、15～18年、22年、27年に廃棄物処理法を改正。

我が国における廃棄物政策の変遷

年代	内容	法律の制定
戦後 ~1950年代	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法(1954)
1960年代 ~1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・廃棄物処理法(1970) ・廃棄物処理法改正(1976)
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983)
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・環境基本法(1993) ・容器包装リサイクル法(1995) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000年~	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・災害廃棄物対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法 ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産業廃棄物支障除去特別措置法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003~06、10) ・小型家電リサイクル法(2012) ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015)

衛生

公害・環境

資源・循環型社会

平成12年廃棄物処理法改正の概要

- 最終処分場を始めとする産業廃棄物処理施設の深刻な容量の逼迫の一方、住民の不信感から設置に対する反発運動が多発し、設置・運営が非常に困難な状況。
- 悪質な不法投棄の増大とその手口の巧妙化により、不法投棄が発見されても原状回復がままならない状況。
- 産業廃棄物処理業に関して、暴力団が介入している実態が存在。

廃棄物の減量化の推進

- ・ 国の基本方針の創設
- ・ 都道府県廃棄物処理計画の創設
- ・ 多量排出事業者の処理計画の策定、提出義務の創設

公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進

- ・ 都道府県が行う産業廃棄物の処理の明確化
- ・ 廃棄物処理センター制度の見直し(要件緩和、設置数制限撤廃、業務拡大)
- ・ 特定施設整備促進法上の認定施設の要件緩和

廃棄物の適正処理のための規制強化(排出事業者責任の強化)

- ・ 廃棄物処理業の許可等の要件の追加(暴力団員等である者、暴力団等によって支配されている法人を産業廃棄物処理業の欠格要件に追加、間接的に違反行為に関与した場合を廃棄物処理業の取消要件に追加。)
- ・ 廃棄物処理施設の設置許可の要件の追加(維持管理基準適合性、施設の過度の集中による大気環境基準確保の困難性)
- ・ 廃棄物処理施設の譲受等に関する許可等の創設
- ・ マニフェスト制度の見直し
- ・ 廃棄物の焼却の規制強化
- ・ 不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化(不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加)
- ・ 罰則の強化(産業廃棄物管理票の不交付、廃棄物の焼却禁止違反等に係る罰則新設、廃棄物の投棄禁止違反、無確認輸出等)

平成15年廃棄物処理法改正の概要

- 廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化が必要。

不法投棄の未然防止等の措置

- ・ 都道府県等の調査権限の拡充(疑い物に係る立入検査を創設)
- ・ 不法投棄等に係る罰則の強化
 - ①不法投棄等の未遂罪の創設、②一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化
- ・ 国の関与の強化
 - ①緊急時の国の調査権限の創設、②国の責務の明確化
- ・ 悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等
 - ①特に悪質な業者の許可の取消しの義務化、
 - ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加(聴聞通知を受けてから廃業する者)
- ・ 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設

リサイクルの促進等の措置

- ・ 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度創設(一定の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする)
- ・ 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化(設置許可を受けている産業廃棄物の処理施設につき、同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に、届出により一般廃棄物処理施設の許可不要とする)
- ・ 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

平成16年廃棄物処理法改正の概要

- 廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質の変更による生活環境へのリスクの増大
- ごみ固化燃料施設における甚大な死傷事故の発生など廃棄物の処理施設を巡る問題の顕在化など、依然として深刻な社会問題となっている事案の存在

国の役割の強化による不適正処理事案の解決

- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急時の、環境大臣の関係都道府県に対する指示規定の創設

廃棄物処理施設を巡る問題の解決

- ・ 廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更に係る措置
 - ① 都道府県知事による指定区域の指定
 - ② 変更届出の義務付け 等
- ・ 廃棄物処理施設における事故時の措置
 - ① 施設設置者に対する支障除去又は発生防止の応急措置、事故の状況報告等の義務付け
 - ② 都道府県知事による応急措置命令

罰則の強化などによる不法投棄の撲滅

- ・ 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の禁止
- ・ 罰則の強化(不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者の処罰規定)

平成17年廃棄物処理法改正の概要

- 廃棄物排出量は依然として高水準で推移、最終処分場の残余容量がひっ迫
- とりわけ、大規模かつ広域的な不法投棄事案が発生、また、マニフェストの不正行為が多く見られる
- さらに、中国に向けた廃プラスチックの輸出事案が発覚し、日本から中国への廃プラの輸出が禁止され外交上通商問題にまで発展

大規模不法投棄事案への対応

- ・ 保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が当該事務を行うこととする仕組みに改正(PCB処理特別措置法についても同様)
- ・ マニフェスト制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す
- ・ マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げ
- ・ 無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課を導入

無確認輸出の取締り強化

- ・ 輸出通関手続等の段階で効果的に防止するため無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設
- ・ 廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課を導入

その他制度上の問題への対応

- ・ 維持管理積立金制度の対象を拡大(平成10年6月以前に埋立開始された最終処分場を追加)
- ・ 不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化
- ・ 国庫補助負担金改革の結果、一般廃棄物処理施設に係る市町村への補助金が廃止されたことに伴う所要の措置

平成18年廃棄物処理法改正の概要

- 建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物(スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品)が、今後大量に発生。
(ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上)
- 住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。
- これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルートの確保が必要。

アスベスト廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導

- ・ 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(アスベスト廃棄物)について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び処理施設に係る許可を不要とする、無害化認定制度の創設

※「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律として、大気汚染防止法、地方財政法及び建築基準法と一括して改正されたもの

平成22年廃棄物処理法改正の概要①

I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

- 不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要。
- 廃棄物処理施設（最終処分場等）による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要
- 優良な廃棄物処理業者の育成が必要。

廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ・ 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
- ・ 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。 等

廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ・ 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を受けることを義務付け。
- ・ 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

廃棄物処理業の優良化の推進等

- ・ 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
- ・ 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

平成22年廃棄物処理法改正の概要②

Ⅱ. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

- 再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分
- 廃棄物の循環的利用の確保が必要
- 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

排出抑制の徹底

・多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、違反した場合の罰則規定を創設。

適正な循環的利用の確保

・廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

焼却時の熱利用の促進

・廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けられることのできる制度を創設。

平成27年廃棄物処理法及び災害対策基本法改正の概要

- 東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、以下のとおり、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題が明らかに。
 - ・ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分
 - ・ 災害廃棄物の適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

非常災害により生じた廃棄物の処理の原則等(廃棄物処理法)

- ・ 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を新たに規定
- ・ 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力する責務を新設
- ・ 環境大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策等に関する事項を追加

手続の簡素化(廃棄物処理法)

- ・ 災害時における廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続を簡素化

災害廃棄物処理に関する指針の策定(災害対策基本法)

- ・ 特定の大規模災害の発生後、環境大臣は廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定する旨を新たに規定

災害廃棄物処理の代行(災害対策基本法)

- ・ 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる規定を新設

2. 廃棄物の適正処理の確保に関する状況

ポイント

- 廃棄物の適正処理を確保するため、数次にわたる廃棄物処理法の改正等を実施。
- これにより、「悪貨が良貨を駆逐する」状態にあった、産業廃棄物処理の構造改革に着手。
- また、不法投棄の撲滅を推進。
- さらに、産業廃棄物処理業者の優良化や、電子マニフェストの導入を推進。

産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的な問題

廃棄物=不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐

(優良業者が市場の中で優位に立てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則)に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心な適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
- ・マニフェスト制度の強化
- ・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
- ・処理業者・施設の許可要件の強化
- ・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)
- 適正な処理施設の確保
- ・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
- ・優良な施設整備の支援
- ・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

未然防止

① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度(特に電子マニフェストの活用)
最終処分が適切に終了するまでの措置

② 処理業者の優良化

優良産廃処理業者認定制度の運用
(環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等)

③ 不法投棄等の罰則の強化

不法投棄: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人3億円)、未遂罪の創設
無確認輸出: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人1億円)、未遂罪、予備罪の創設

④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度

⑤ 監視の強化

立入検査・報告徴収・改善命令等、
パトロール事業、不法投棄ホットライン、
地方環境事務所の設置、現場対応マニュアルの作成

支障の除去

⑥ 措置命令

処分者、原因者、注意義務違反の排出事業者等
に対する支障の除去又は防止命令

排出事業者責任の徹底

⑦ 代執行・費用請求

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、
原因者等不明の場合に都道府県等が代執行
(行政代執行法の特例)

⑧ 適正処理推進センターの支援

7/10補助

産業廃棄物の排出事業者責任

○事業者自らによる処理

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物処理基準…に従わなければならない。(法第12条第1項)

○処理の委託

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、…産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物処分業者…にそれぞれ委託しなければならない。(法第12条第5項)

【委託に伴う義務】

・委託した場合の最終処分までの注意義務
(適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認等、必要な措置を講ずるように努めなければならない。)

・委託に当たっての委託基準の遵守義務
(委託契約は書面により行われなければならない等)

・管理票交付義務等

(産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付、一定期間内に管理票の写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない。)

・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
(法第3条第1項)

・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
(法第11条第1項)

違反

+

・実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難
・支障除去等の措置を採らせることが適当

違反

措置命令(※)の対象

※一定要件下での、支障の除去等の措置の命令

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

① マニフェスト制度の徹底

① マニフェスト制度の徹底

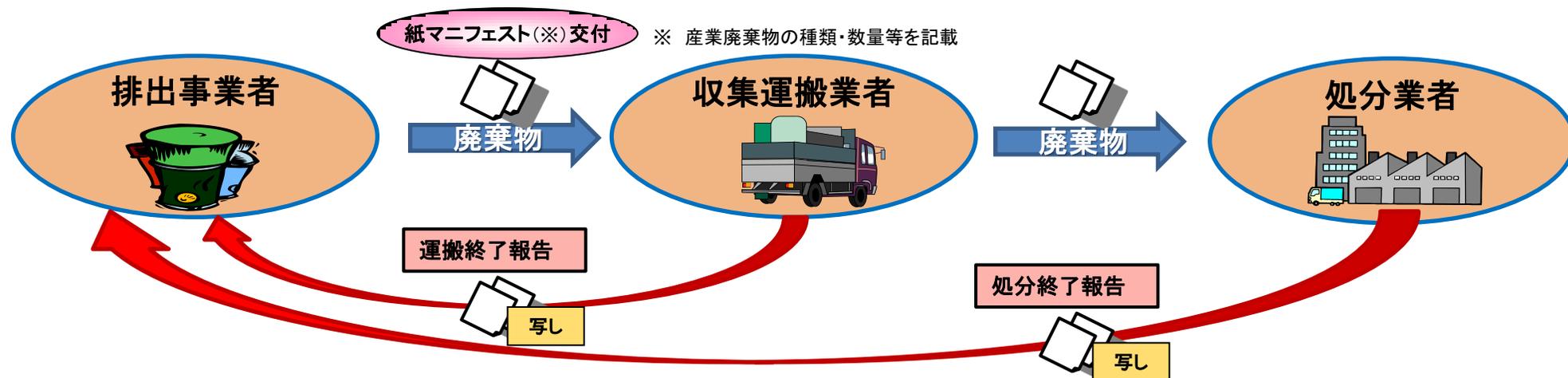
平成12年～22年の法改正の変遷

(御参考) 平成3年	<ul style="list-style-type: none">・ 特別管理産業廃棄物についてマニフェスト使用義務づけ
(御参考) 平成9年	<ul style="list-style-type: none">・ 全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用義務づけ・ 電子マニフェスト制度の創設
平成12年	<ul style="list-style-type: none">・ マニフェストにより最終処分がなされたことまで確認することを義務付け
平成15年	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準を創設
平成17年	<ul style="list-style-type: none">・ マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表、命令措置の導入・ 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存義務づけ
平成22年	<ul style="list-style-type: none">・ マニフェストを交付した者に対し、当該マニフェストの写しの一定期間保存を義務づけ・ 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対し、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引き渡しを受けることを禁止

● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（※）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度

※ 収集運搬業者及び処分業者



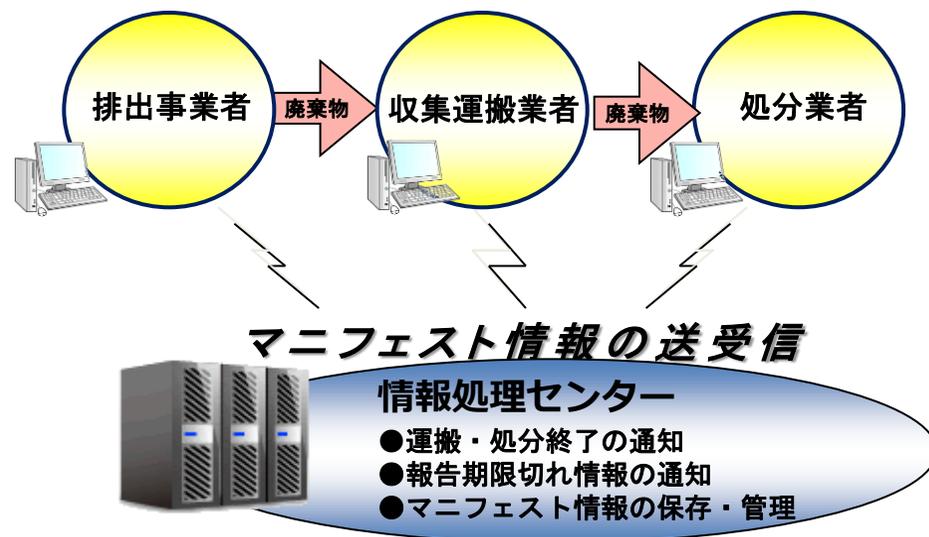
● 電子マニフェスト制度

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

（平成9年の廃棄物処理法の改正により創設）

【電子マニフェスト普及の意義】

- 都道府県等の監視業務の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化
- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた「社会全体のIT化」に資する取組



電子 manifests の普及状況

電子 manifests 普及目標 平成28年度 50%

(H25.5 第三次循環型社会形成推進計画(閣議決定))

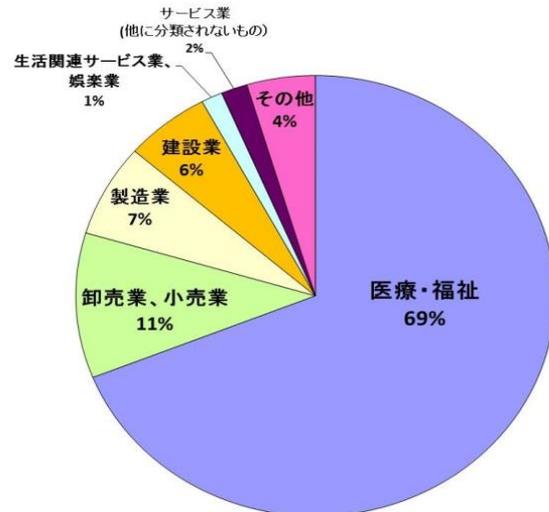
➡ H25.10「電子 manifests 普及拡大に向けたロードマップ」策定

1) 電子 manifests 加入状況の推移

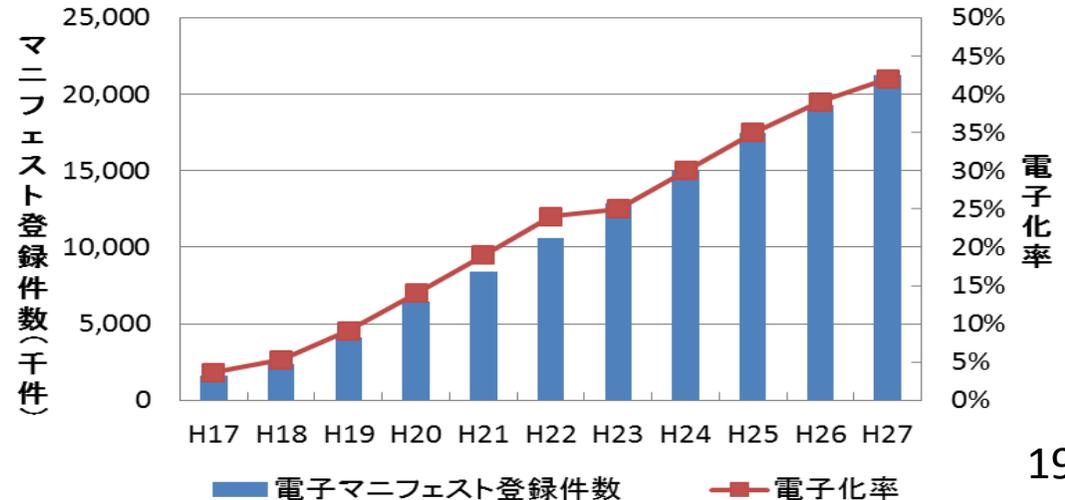
(平成28年3月31日現在)

年度	加入者数	加入者数の内訳			年間登録件数	電子化率 (普及率)
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
H23年度	79,155	62,443	10,673	6,039	12,882,074件/年	25%
H24年度	89,015	70,792	11,720	6,503	15,056,116件/年	30%
H25年度	110,860	90,857	13,005	6,998	17,460,912件/年	35%
H26年度	121,745	100,137	14,210	7,398	19,293,458件/年	39%
H27年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609件/年	42%

2) 排出事業者の業種別割合



3) 電子 manifests 登録状況推移



廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

②処理業者の優良化

②処理業者の優良化

優良産廃処理業者認定制度

優良認定基準

- 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。
- 産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。
- ISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。
- 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

排出事業者

- 安心して委託できる優良な産廃処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

処理業者

- 許可更新に要する事務負担が軽減され、特に広域的に事業展開する処理業者にとっては大きなインセンティブとなる。
- より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

優良産廃処理業者認定制度のメリット

1. 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)
2. 許可証などにより排出事業者へPRが可能
3. 排出事業者は、優良認定業者に委託している場合は処理状況を公表情報により間接的に確認可能
4. 許可申請時の添付書類を一部省略可能
5. 環境配慮契約法の「産業廃棄物の処理に係る契約」における入札での有利な取扱い



環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」

平成25年2月 契約類型に追加

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、一定割合以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

評価項目

①環境配慮への取組状況(基本項目のみ)

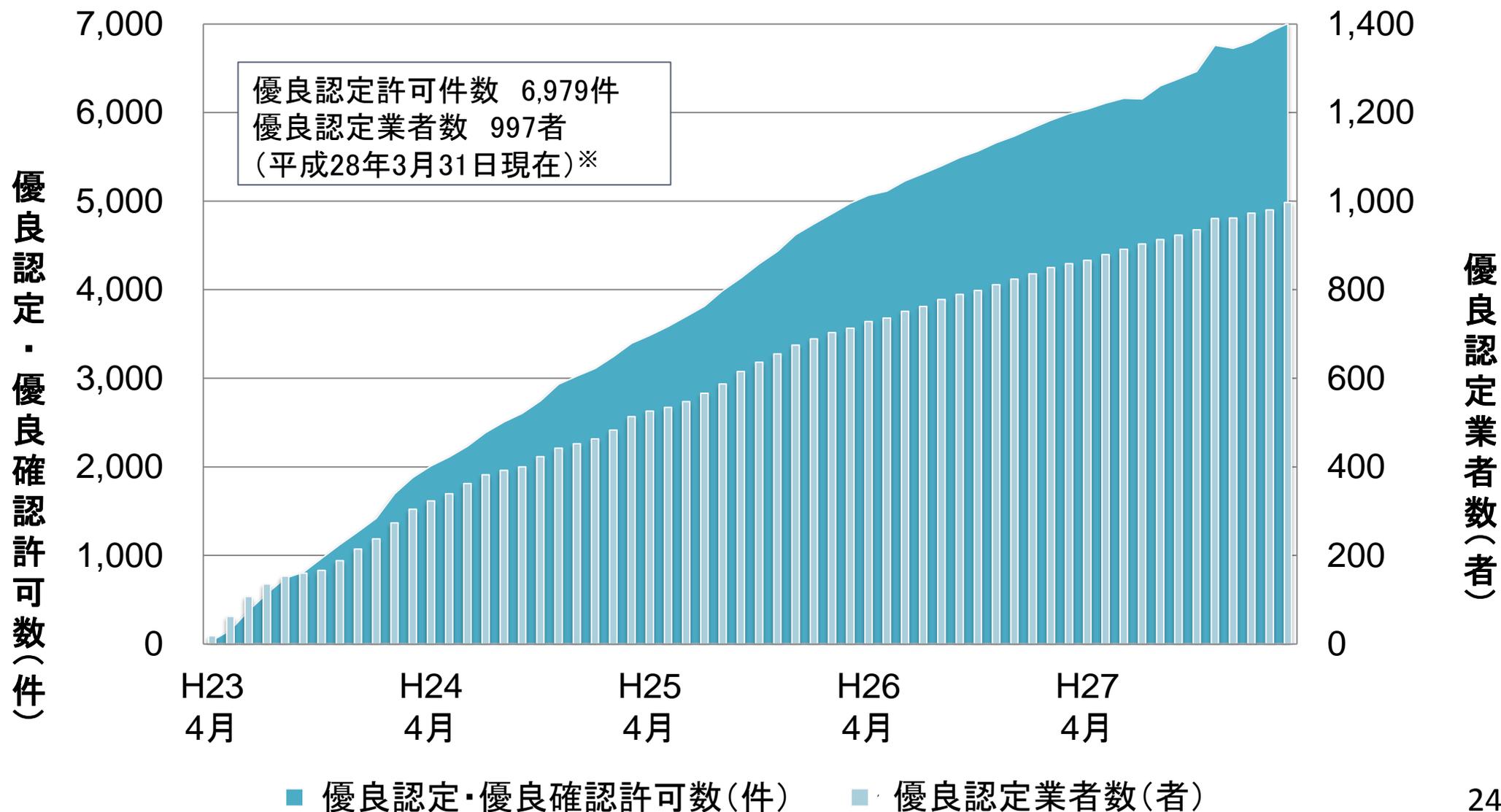
- 環境/CSR報告書の作成・公表
- 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- 従業員に対する研修・教育の実施

②優良基準への適合状況

- 遵法性（特定不利益処分を5年間受けていないこと）
- 事業の透明性（インターネットによる情報公開の実施）
- 環境配慮の取組（ISO14001、エコアクション21等の認証取得）
- 電子マニフェスト（電子マニフェストシステムへ加入、利用可能）
- 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益等の財務基準満足）

優良認定数の推移

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移



廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

③不法投棄等の罰則の強化

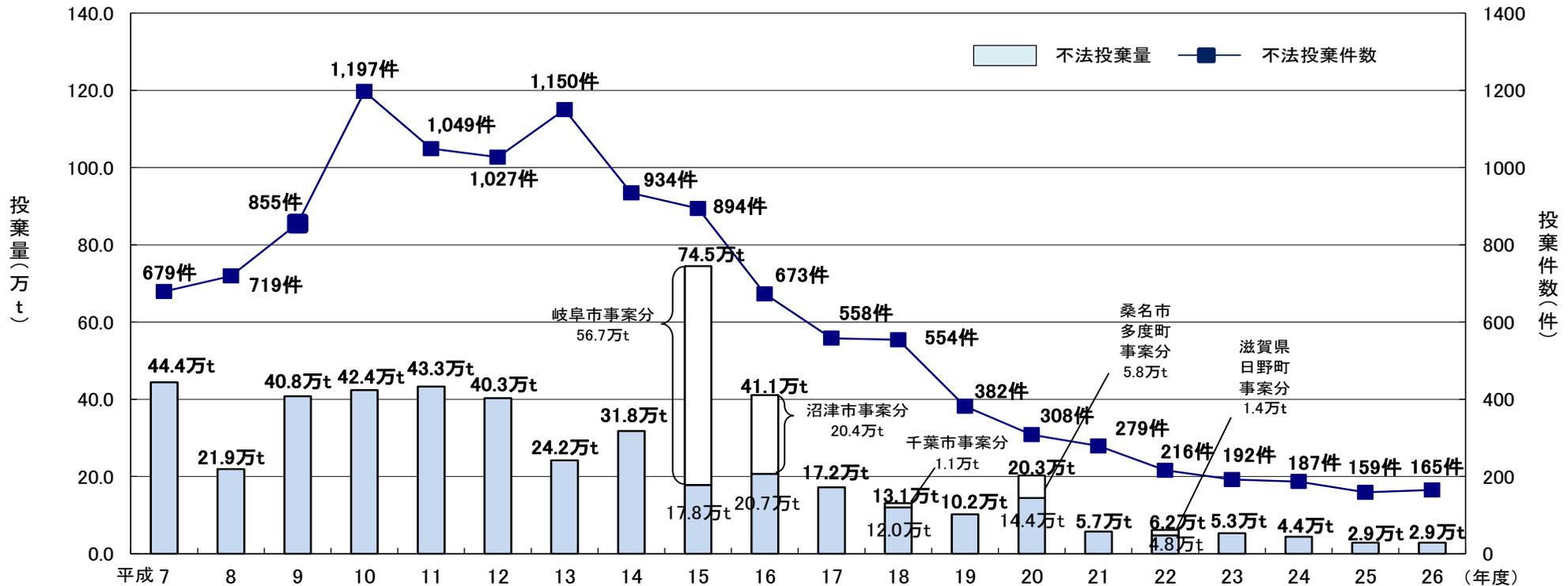
③不法投棄等の罰則の強化

平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">不法投棄に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(産廃・法人は1億円)以下の罰金に引き上げ無確認輸出に対する罰則を、3年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に引き上げ
平成15年	<ul style="list-style-type: none">不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設不法投棄に対する罰則を、一般・法人についても1億円以下の罰金に引き上げ
平成16年	<ul style="list-style-type: none">不法投棄目的の収集運搬に対する罰則の創設不法焼却に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円(法人1億円)以下の罰金に引き上げ
平成17年	<ul style="list-style-type: none">無許可営業・事業範囲変更等に対し、法人重課(1億円)を創設無確認輸出に対する罰則を、5年以下の懲役又は千万円以下の罰金に引き上げると共に、法人重課(1億円)を創設無確認輸出の未遂罪、予備罪を創設
平成22年	<ul style="list-style-type: none">従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。その他、新たに規定された義務について違反した場合の罰則等を創設

不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

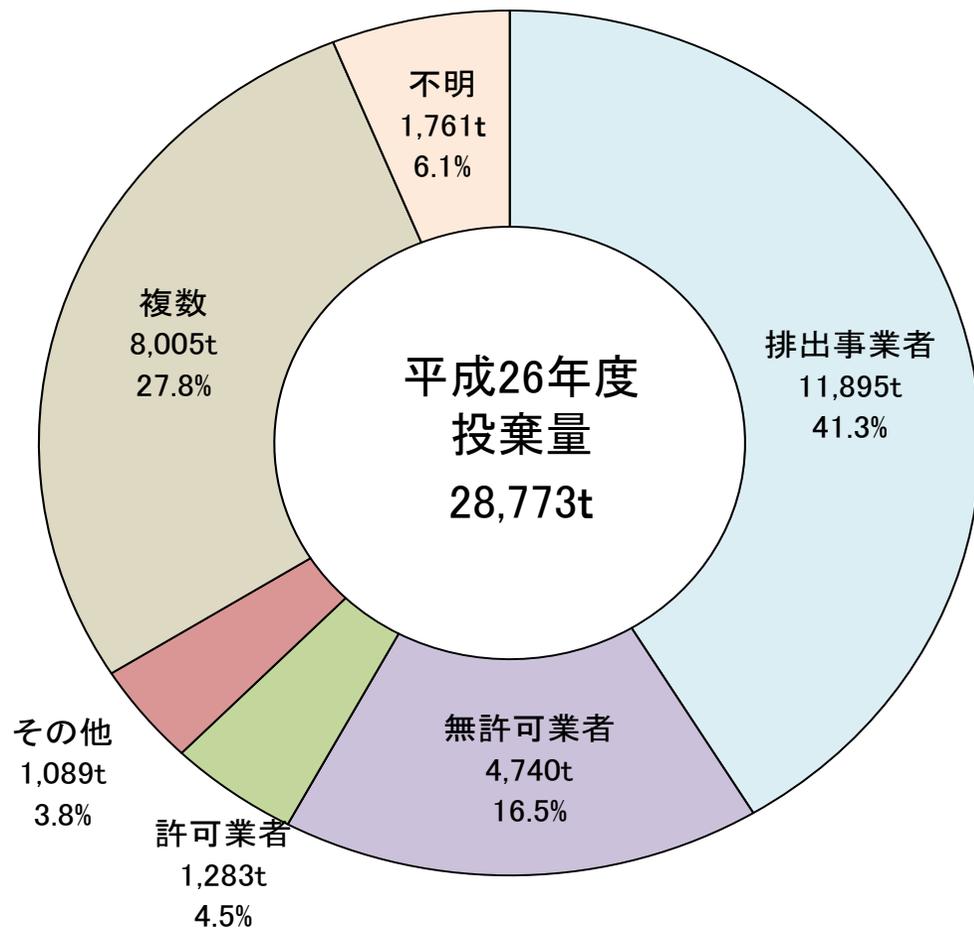
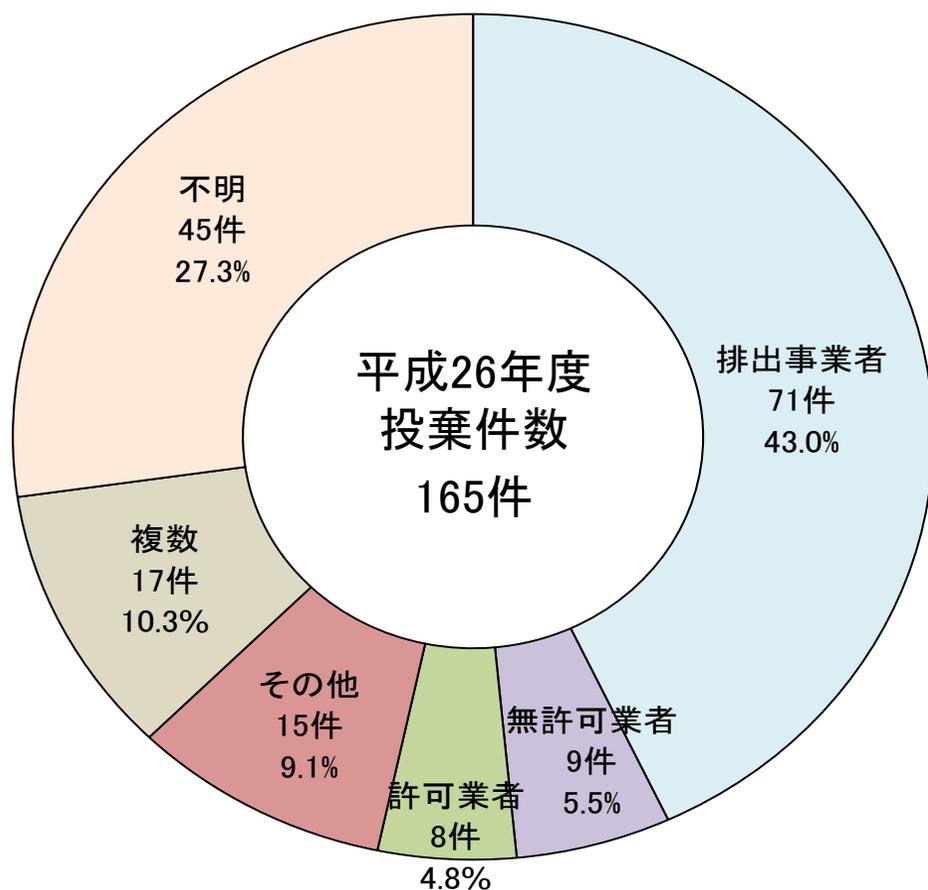
新規判明事案の不法投棄件数及び投棄量は、ピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少している。



- 注1: 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
- 2: 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
 上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
- 3: 硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。
- 4: フェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
 なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、45カ所すべてについて撤去が完了している(平成27年3月27日時点)。
- 5: 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

平成26年度不法投棄実行者内訳

投棄件数・投棄量ともに排出事業者が不法投棄実行者である場合が最も多い。
(投棄件数:約43% 投棄量:約41%)



平成26年度不法投棄種類内訳

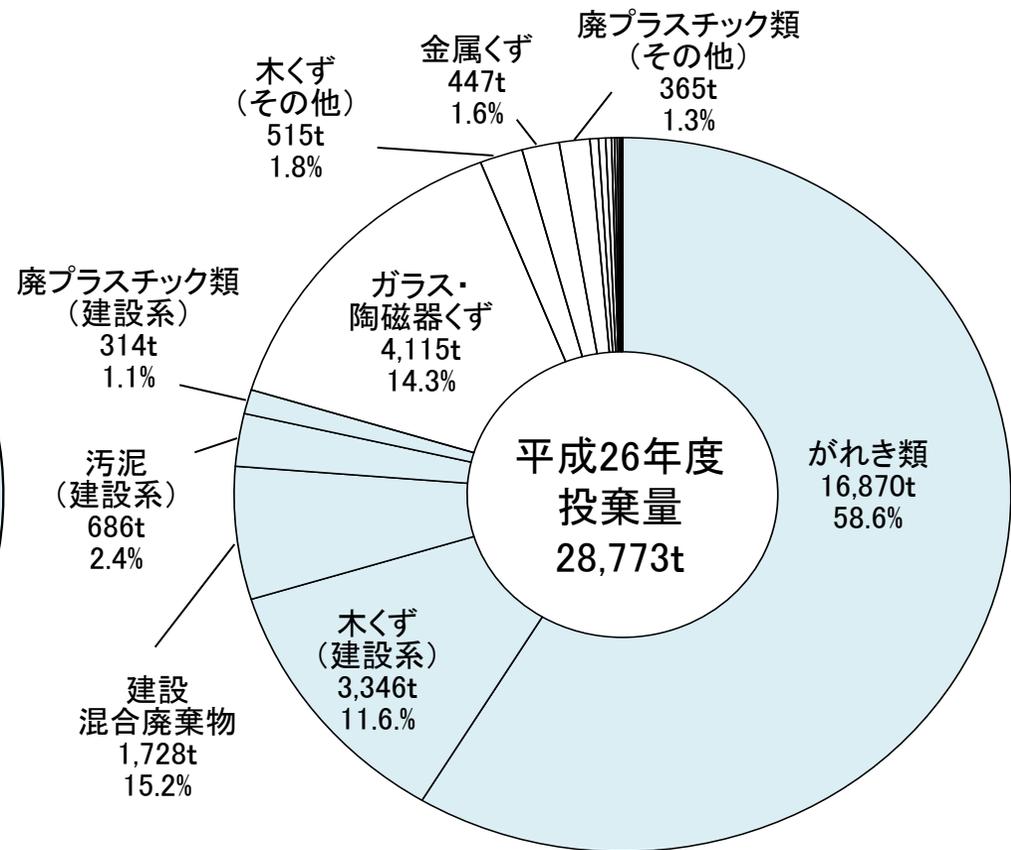
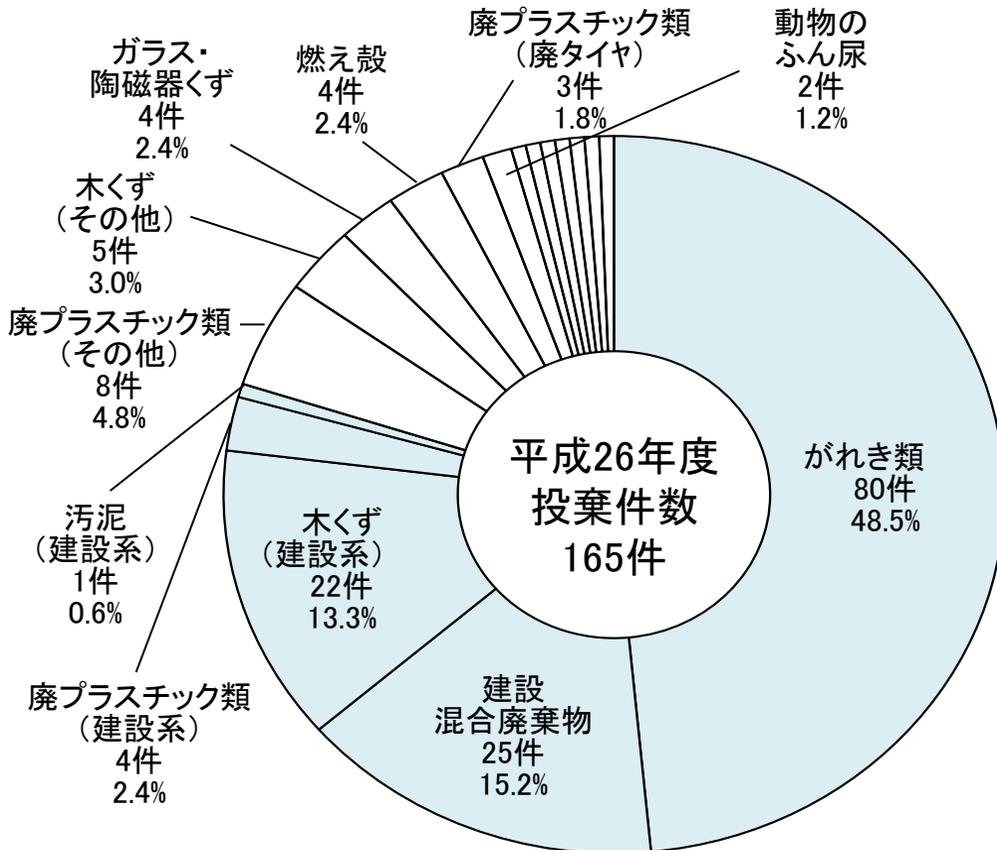
投棄件数・投棄量ともに建設系廃棄物が全体の約8割を占めている。

建設系以外廃棄物
計 33件 20.0%

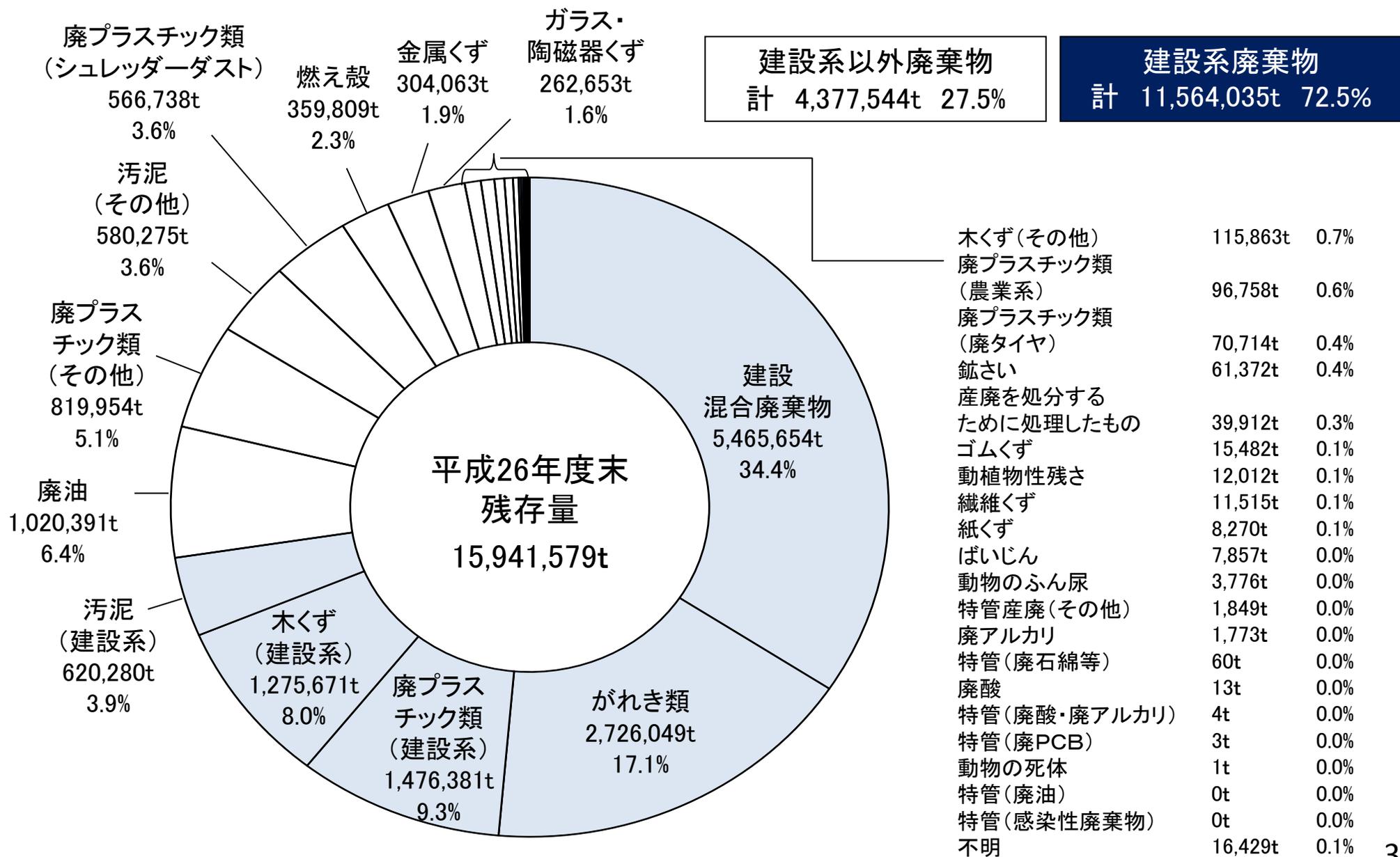
建設系廃棄物
計 132件 80.0%

建設系以外廃棄物
計 5,828t 20.3%

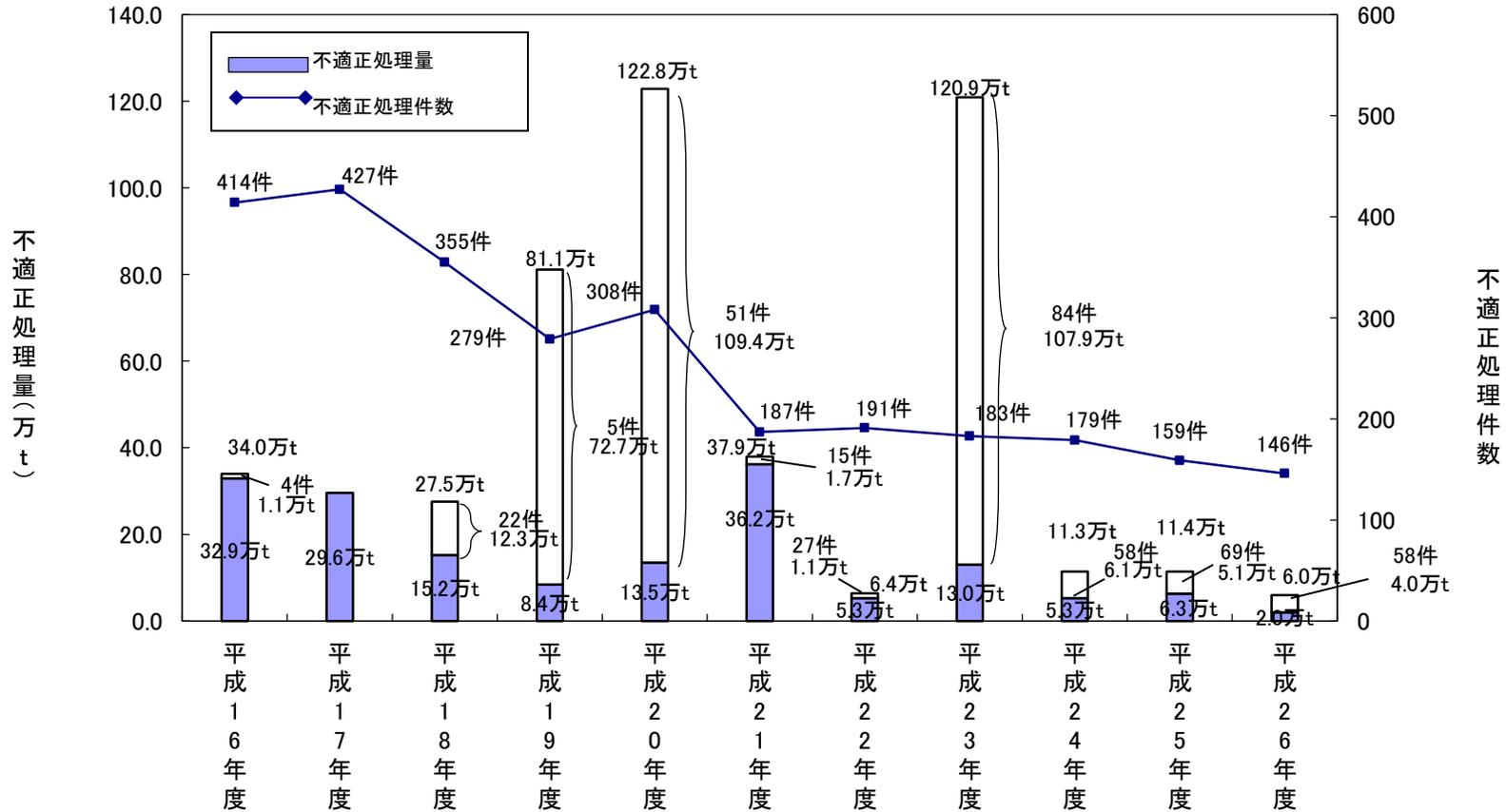
建設系廃棄物
計 22,944t 79.7%



不法投棄等の残存量(平成26年度末時点)



不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)



注)

- 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
 - 上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの、なお、平成23年度は不適正処理の開始年度が不明なものを含む。
 - 平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万tを含む。
平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万t等を含む。
平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万t等を含む。
平成23年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等を含む。
 - 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
- ※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

④適正な施設の確保

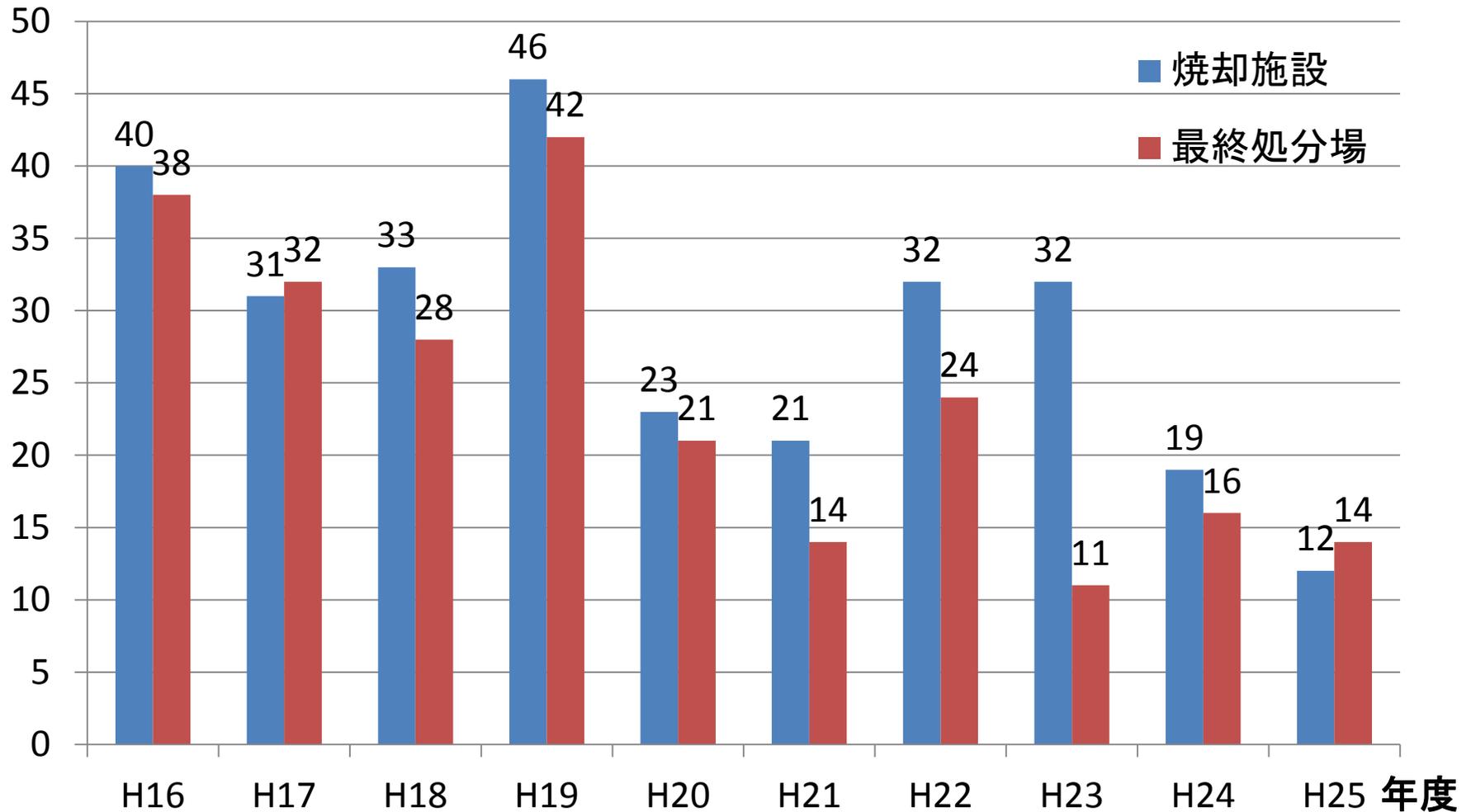
④適正な施設の確保

これまでの法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">・施設許可要件に人的要件追加・施設許可の取消要件に廃棄物処理法違反等を追加・譲り受け等の許可制の創設・廃棄物処理センターによる産業廃棄物処理施設の整備支援
平成15年	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物を処理する場合に、届出をもって一般廃棄物処理施設の設置を可能とする制度の創設
平成16年	<ul style="list-style-type: none">・処分場跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度創設
平成17年	<ul style="list-style-type: none">・最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
平成22年	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理施設の定期検査制度の創設・廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開・最終処分場の適正な維持管理の確保・熱回収施設設置者認定制度の創設

産業廃棄物処理施設の新規許可件数

件数



廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 18法人を指定(平成28年1月28日現在)
- うち、15法人の処理施設が稼働

No.	都道府県名	法人名	指定日	事業実施状況
1	岩手県	(一財)クリーンいわて事業団	平成5年1月	最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～)
2	愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	平成5年11月	焼却施設が稼働(平成12年1月～)
3	香川県	(財)香川県環境保全公社	平成6年3月	
4	新潟県	(公財)新潟県環境保全事業団	平成6年6月	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)
5	高知県	(財)エコサイクル高知	平成6年8月	最終処分場が稼働(平成23年10月～)
6	三重県	(一財)三重県環境保全事業団	平成11年11月	焼却施設を休止中(平成23年9月～) 最終処分場が稼働(平成26年4月～)
7	宮崎県	(公財)宮崎県環境整備公社	平成12年12月	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)
8	島根県	(公財)島根県環境管理センター	平成12年12月	最終処分場が稼働(平成14年4月～)
9	茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	平成13年12月	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)
10	佐賀県	(一財)佐賀県環境クリーン財団	平成14年3月	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)

No.	都道府県名	法人名	指定日	事業実施状況
11	山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	平成14年11月	最終処分場が稼働(平成21年5月～) 稼働を停止(平成24年12月～漏水検知器作動のため)
12	滋賀県	(公財)滋賀県環境事業公社	平成14年11月	最終処分場が稼働(平成20年10月～)
13	愛知県	(公財)愛知臨海環境整備センター	平成18年6月	最終処分場が稼働(平成23年3月～)
14	岩手県	いわて県北クリーン(株)	平成18年10月	焼却施設が稼働(平成21年4月～)
15	熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	平成20年3月	平成27年度に最終処分場の建設完了
16	鹿児島県	(公財)鹿児島県環境整備公社	平成21年12月	最終処分場が稼働(平成27年1月～)
17	兵庫県	(公財)ひょうご環境創造協会	平成24年2月	最終処分場が稼働(平成13年10月～)
18	沖縄県	沖縄県環境整備センター(株)	平成26年3月	

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

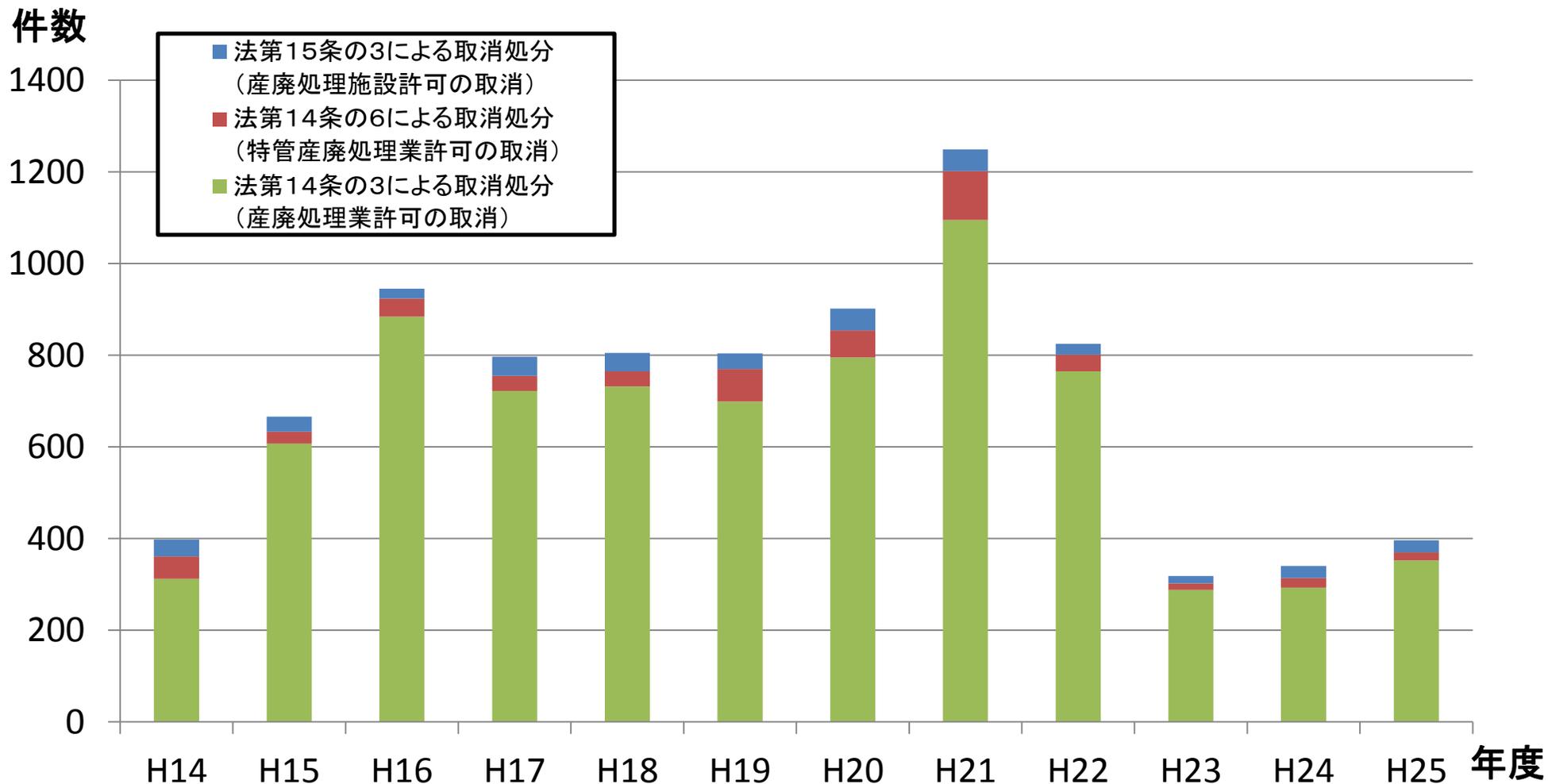
⑤指導監督の強化

⑤指導監督の強化

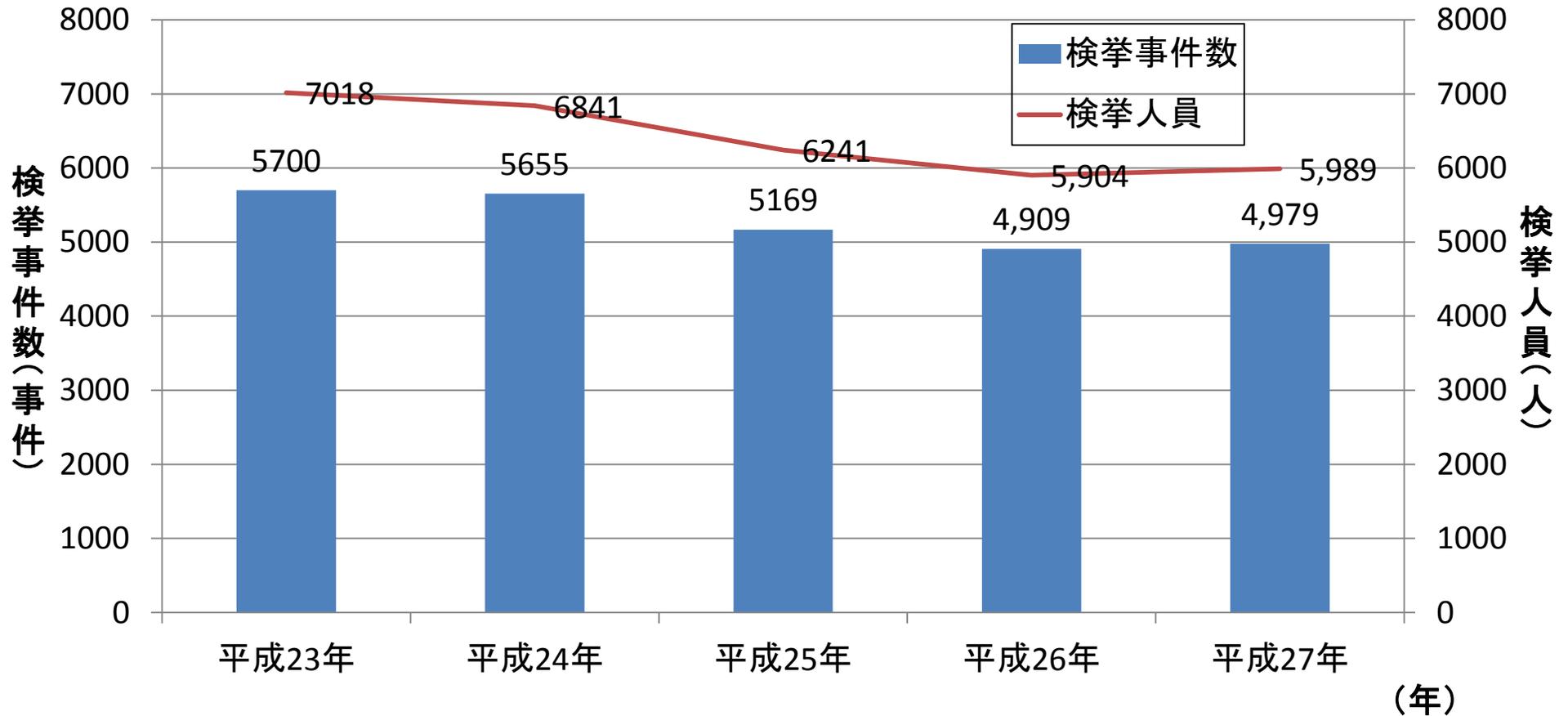
平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">許可の欠格要件に間接的に違反行為に関与した者、暴力団員等である者、暴力団員等によって支配されている法人等を追加
平成15年	<ul style="list-style-type: none">廃棄物の疑いのあるものに係る立入検査・報告徴収権限の拡充産廃について緊急時の国の立入検査・報告徴収権限の創設許可の欠格要件に聴聞通知後に廃止の届出をした者を追加特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化
平成16年	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止
平成17年	<ul style="list-style-type: none">不正の手段により許可を受けた者を許可の取消事由に追加欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け許可の欠格要件に暴力団員等によって支配されている個人を追加
平成22年	<ul style="list-style-type: none">報告徴収・立入検査の対象に「その他の関係者」(不適正処理の関与が疑われる者等を広く含む。)を追加環境大臣による各種認定制度の監督強化

廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移



廃棄物事案の検挙件数



平成27年警察白書及び平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について(ともに警察庁より)

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

⑥原状回復のための措置命令

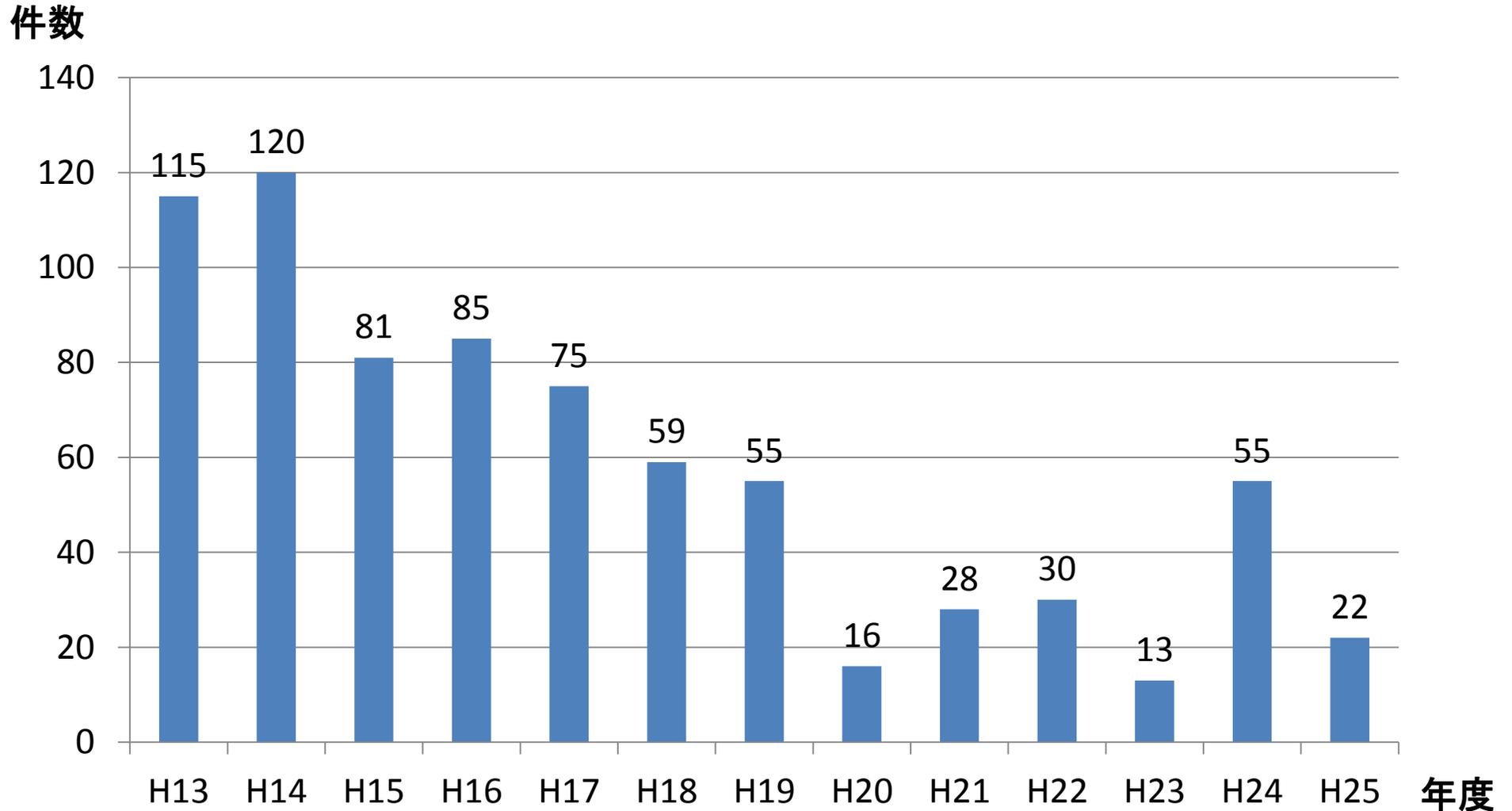
⑦代執行・費用請求

⑥原状回復のための措置命令 ⑦代執行・費用請求

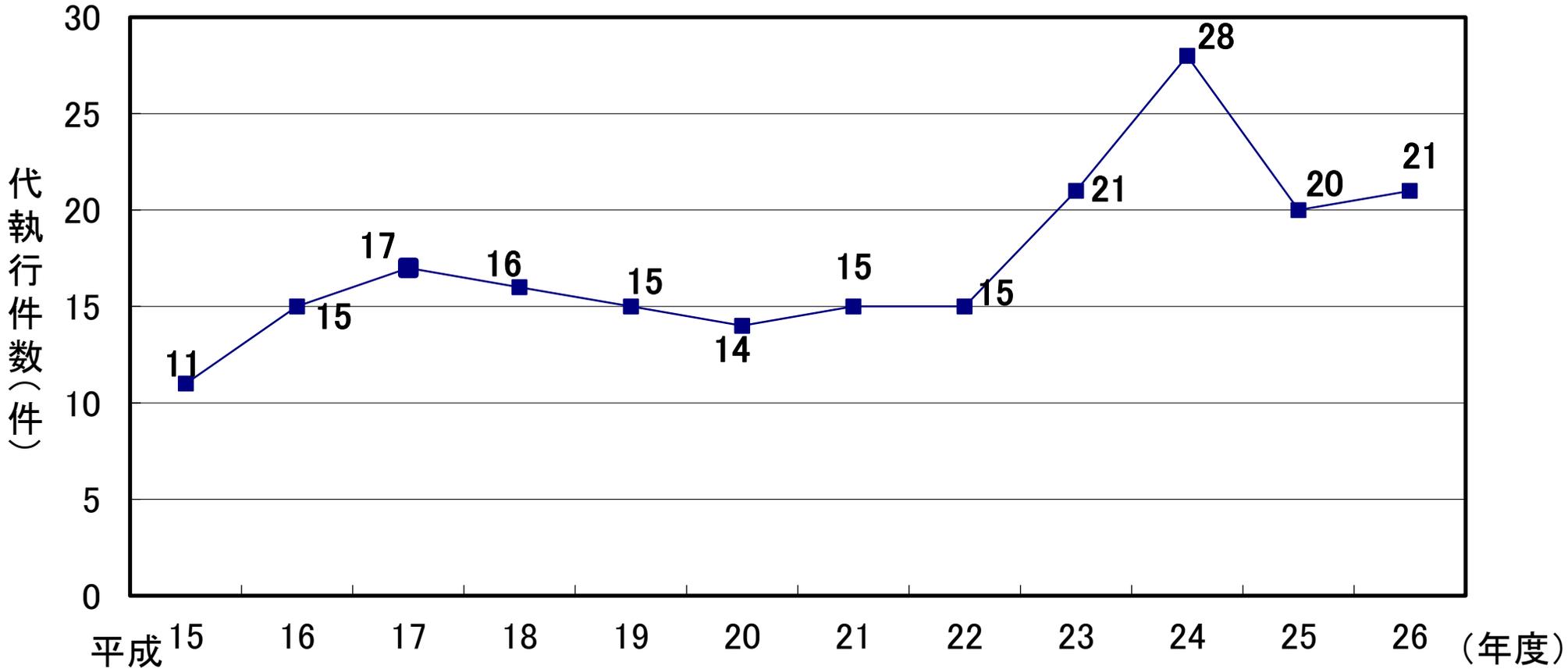
平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">・ 不適正処理に関する支障の除去等の措置命令の強化（不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加）・ 措置命令の強化と併せて、代執行・費用請求の対象を拡大。また、緊急に代執行を講じられなければ回復困難な場合を代執行の対象に追加
平成16年	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理施設の事故時における、都道府県知事による応急措置命令を創設
平成22年	<ul style="list-style-type: none">・ 以下を措置命令の対象に追加<ul style="list-style-type: none">「廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集、運搬」「産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管」「交付したマニフェストの写しを保存しなかった者」「マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者」「建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者（適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。）」・ 最終処分場の維持管理に係る代執行を行った都道府県知事又は市町村長が、維持管理積立金を取り戻すことができることを規定

措置命令発出件数の推移



不法投棄等の残存事案における行政代執行件数 (各年度末時点)



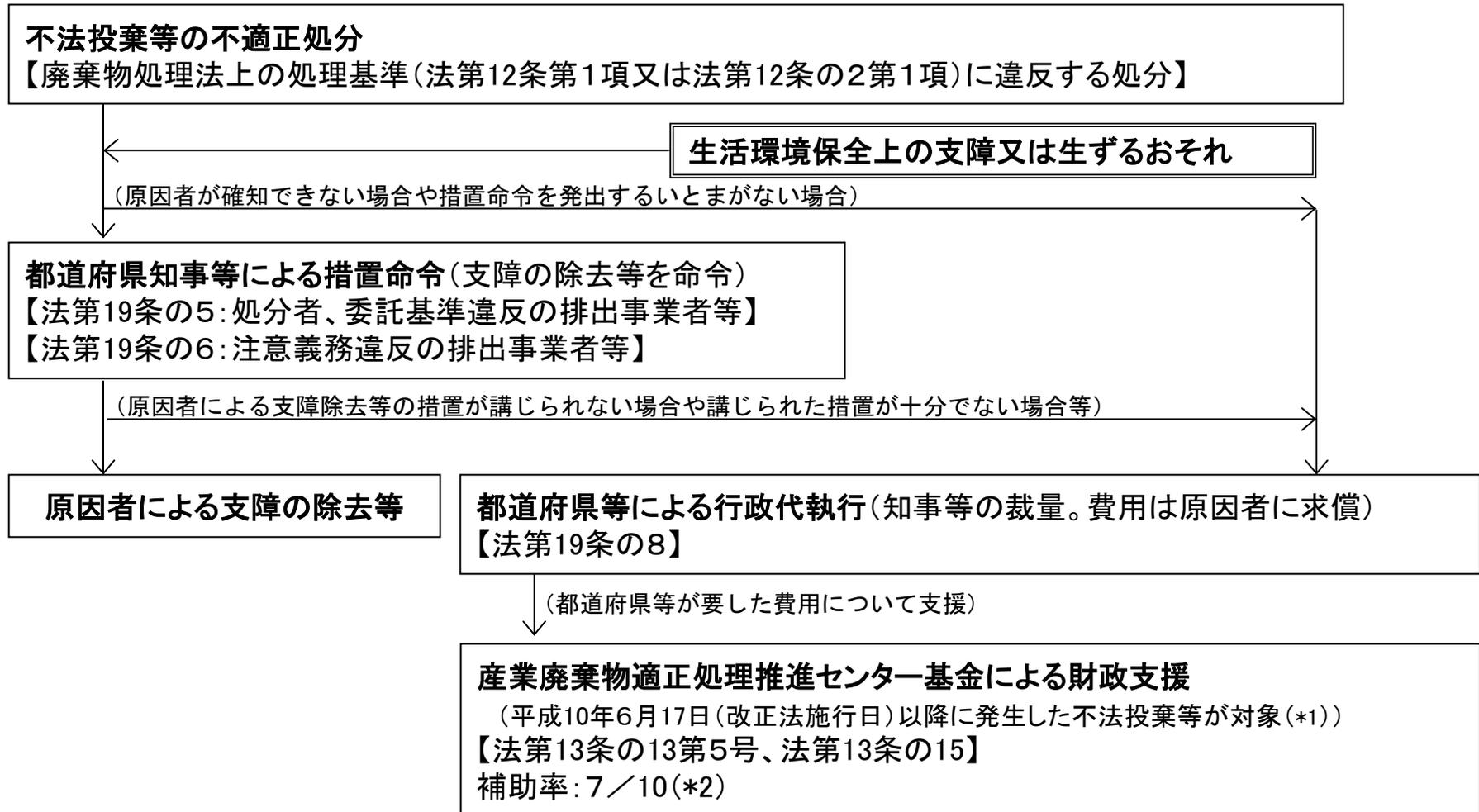
※ 不法投棄・不適正処理の残存事案のうち、各年度末時点において行政代執行を実施中及び実施済事案を集計

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

⑧不法投棄等の支障除去等に対する支援

⑧不法投棄等の支障除去等に対する支援

廃棄物処理法の平成9年改正により、行政代執行規定及び基金制度が創設された。
支障除去等に要する費用についての産業界と国と都道府県等との負担割合は、現在、4:3:3(創設当初は2:1:1)であり、産業界と国が基金を通じて事業費の7/10を都道府県等に支援している。

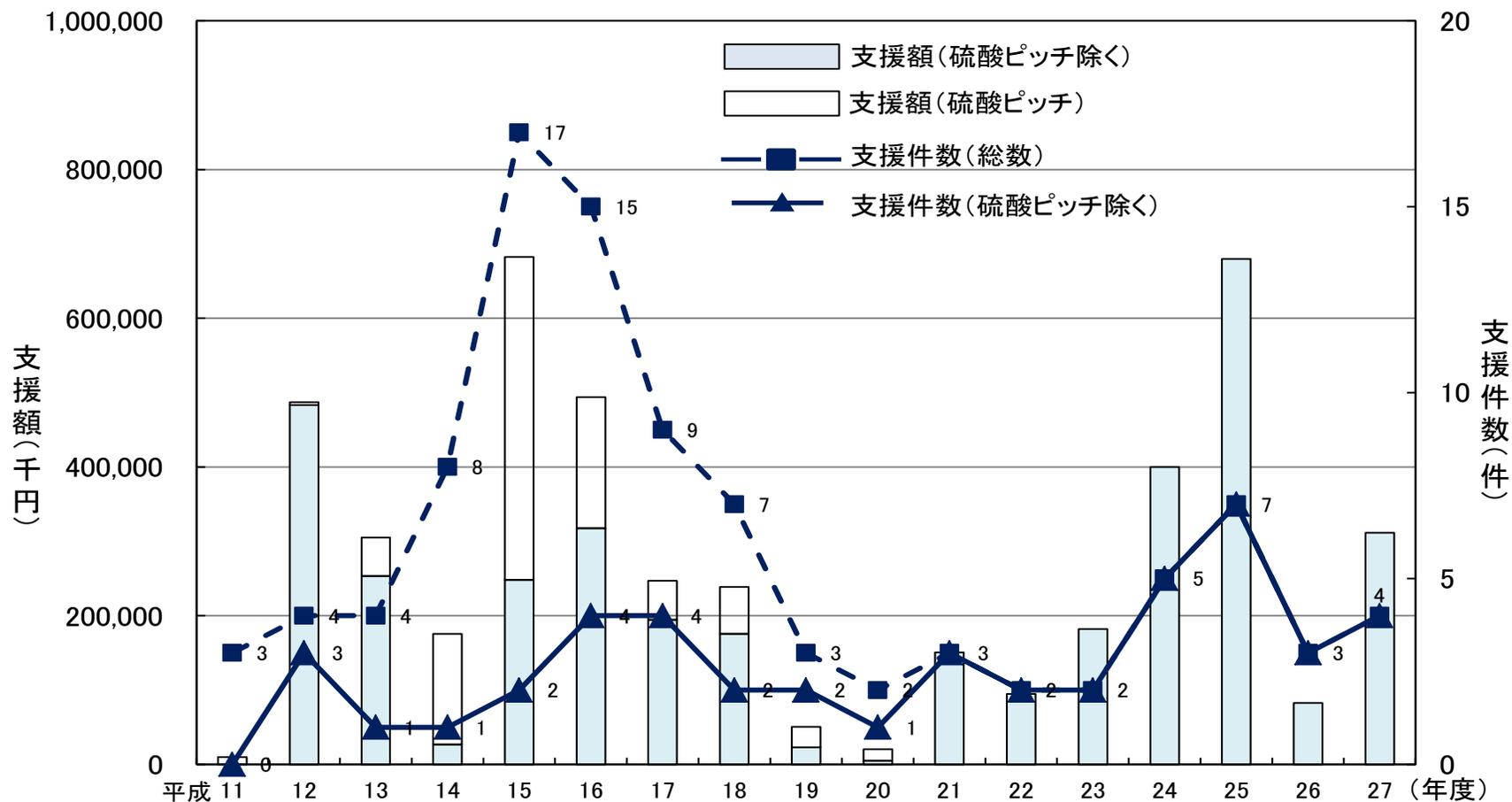


*1 平成10年6月16日以前の不法投棄等については産廃特措法に基づく支援

*2 平成24年度までに支援が決定した事案については補助率3/4

適正処理推進センター基金による支援実績

～支援件数・支援額の推移～



その他

廃棄物処理における有害物質管理①

○特別管理廃棄物制度の導入

特別管理廃棄物の定義（法第2条第3項、第5項）；

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

特別管理廃棄物一覧（令第1条、第2条の4）

廃棄物の種類		(※特定施設限定あり)	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	※1 水銀使用廃製品から水銀を回収する施設	
	廃水銀(※1)	※2 廃棄物焼却施設	
	ばいじん(※2)		
	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻、污泥(※2)	※3 医療機関等	
	感染性廃棄物(※3)	※4 石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設 ※5 水銀使用廃製品等から水銀を回収する施設、水銀使用製品の製造の用に供する施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、試験研究機関等 ※6 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設等	
特別管理産業廃棄物	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)		
	廃酸(pH2.0以下)		
	廃アルカリ(pH12.5以上)		
	感染性廃棄物(※3)		
	高濃度PCB廃棄物		トランス類
			コンデンサ類
			安定器
	低濃度PCB廃棄物		
	廃石綿等(※4)		
	廃水銀等(※5)		
有害物質を含む鉱さい、ばいじん、燃え殻、污泥等(※6)			

特別管理廃棄物に係る規制

・特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2)

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられている。

・特別管理産業廃棄物処理業(法第14条の4)

特別管理産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けることが義務付けられている。

・特別管理廃棄物処理基準(法第7条、第12条の2等)

特別管理廃棄物の処理を行う者は、通常の廃棄物とは異なる特別管理廃棄物処理基準に従うことが義務付けられている。

廃棄物処理における有害物質管理②

特別管理産業廃棄物の制度導入(平成4年)からの主な見直し

年	水質汚濁防止法に基づく排水基準改正を踏まえた見直し	ダイオキシン(DXN)対策	PCB廃棄物対策	水銀廃棄物対策	廃石綿対策
平成4年	重金属等11物質を含む廃棄物	—	廃PCB等、PCB汚染物	水銀を含む廃棄物	廃石綿等
平成7年	有機ハロゲン化合物等13物質を含む廃棄物を追加				
平成10～16年			PCB汚染物を拡充 PCB処理物を追加		
平成11年		DXN特措法の制定 ・排出削減計画の策定(平成12年)等			
平成12年		DXNを含む廃棄物を追加			
平成13年			PCB特措法の制定 ・処理基本計画の策定(平成14年)等		
平成18年					廃石綿等を拡充
平成24年			PCB特措法の改正 ・処分期限の延長等		
平成25年	1,4-ジオキサンを含む廃棄物を追加			水銀に関する水俣条約採択	
平成28年			PCB特措法の改正 ・高濃度PCB廃棄物処分義務付け ・都道府県等の権限強化等	廃水銀等を追加 水俣条約に日本が締結	

○硫酸ピッチ対策

平成16年 硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定

軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチ(廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有するもの)を指定有害廃棄物に指定して、特別の処理基準を設定し、これに違反した場合は直ちに罰則の対象とした。

廃棄物処理における有害物質管理③

POPs廃棄物対策

平成16年 残留性有機汚染物質(POPs*)に関するストックホルム条約発効

締約国に対し、POPs廃棄物が以下のとおり取り扱われるよう適切な措置をとることが求められている。

- ・POPs廃棄物を環境上適正な方法で収集、運搬及び保管すること
- ・廃棄物に含有するPOPsを原則 分解すること

* POPs(Persistent Organic Pollutants)…毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、国境を越えて移動する物質

これまでに講じた措置

- ・PCB廃棄物及びダイオキシン類を含む廃棄物の特別管理廃棄物への指定
- ・POPs廃農薬に関する技術的留意事項(平成16年10月策定、平成21年8月改定)の発出
- ・PFOS含有廃棄物に関する技術的留意事項(平成22年9月策定、平成23年3月改定)の発出
- ・個別の分解実証試験の実施(クロルデン、エンドスルファン、HBCD、HCBD、PCN、PCP等)

OWDS (廃棄物データシート) による対策

WDS(廃棄物データシート)；

産業廃棄物の適正処理のため、処理委託時に排出事業者から処理業者に伝達すべき情報を具体的に記載するためのツール

平成18年 廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDSガイドライン—の発出

WDSの様式、記載方法等を解説

平成25年 WDSガイドライン第2版の発出

下記事案の再発防止策として、WDSの様式に消毒副生成物前駆物質等を追加

問題事案の発生；

平成24年に、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出

推定される原因；

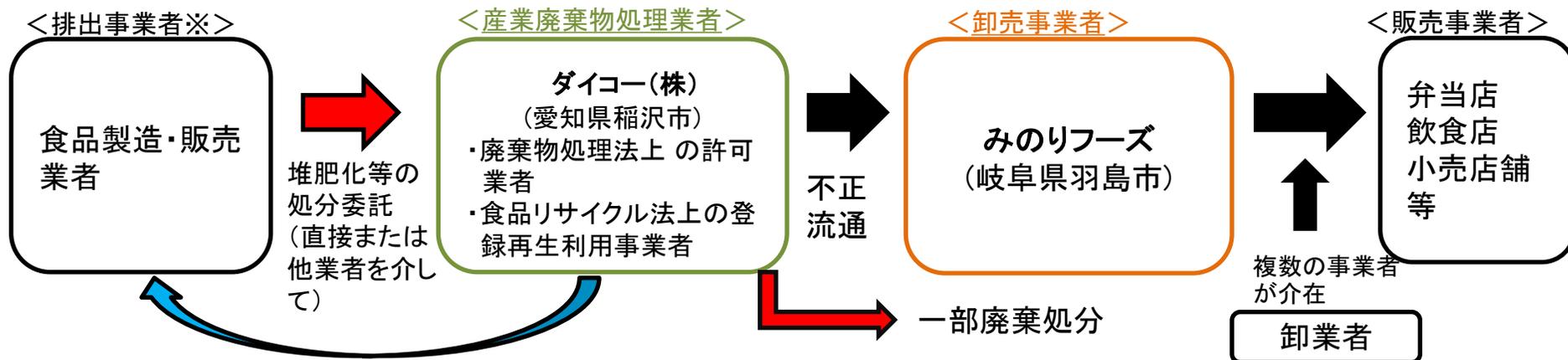
排出事業者から処理業者に処理委託された廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが伝達されず、適切な処理が行われなかったため

対策；

排出事業者から処理業者への情報伝達について更なる具体化・明確化を図ることが必要

食品廃棄物の不適正な転売事案の概要

○食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案



処分終了したという
マニフェストの
虚偽報告の疑い

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
 ・マニフェストにより最終処理を確認すること。
 ・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

【廃棄物の取扱いに関して】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ(マニフェストの虚偽報告等)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ(国が把握できていなかった点)

【食品の取扱いに関して】

- 食品衛生法に抵触するおそれ(無許可営業)
- 食品表示法に抵触するおそれ(表示がない商品が小売りされた点)
- 米トレーサビリティ法に抵触するおそれ(取引記録が作成されていない点)等

(現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。)

環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

【電子マニフェストの機能強化】

- 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、不正を検知できる情報処理システムの導入の検討 等

【廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化(監視体制の強化・適正処理の強化と人材育成)】

- 食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアル策定の検討、優良事業者の育成・拡大 等

【排出事業者に係る対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化※食品リサイクル法に基づく取組は農林水産省等と共同】

- 食品リサイクル法判断基準省令の見直し検討、食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定 等

3. 3Rに関する状況

ポイント

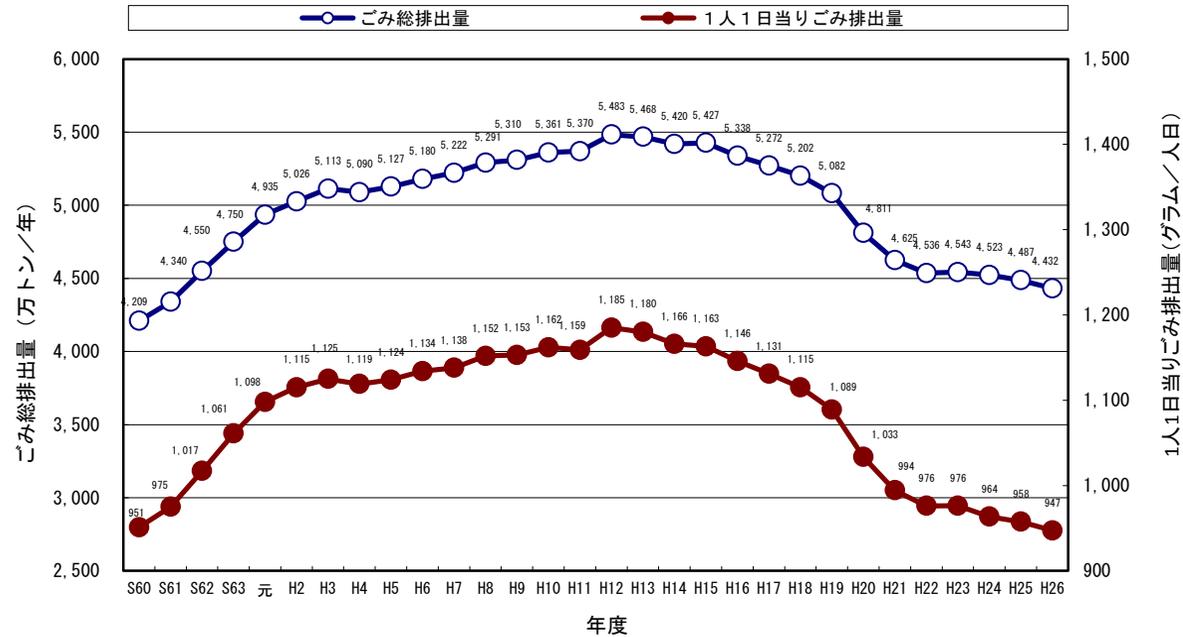
- 廃棄物処理法や各種リサイクル法等に基づき、排出抑制・再利用等の減量化を推進。
- 廃棄物処理法については、多量排出事業者処理計画制度、再生利用認定制度、広域認定制度を活用した、自主的な減量、再生利用を推進。
- また、各種リサイクル法等については、事業者等におけるリサイクル義務等により3Rの取組を促進。

廃棄物の排出量の推移

➤ **一般廃棄物の排出量は4,432万t、一人当たり排出量は909グラム/人（平成26年度）**

○排出量は平成12年度以降断続的に減少し、平成28年1月に変更された廃棄物処理法基本方針における平成32年度時点での目標値（約4,000万t）に向けて順調に減少。

○一人当たりごみ排出量は平成12年度以降断続的に減少。

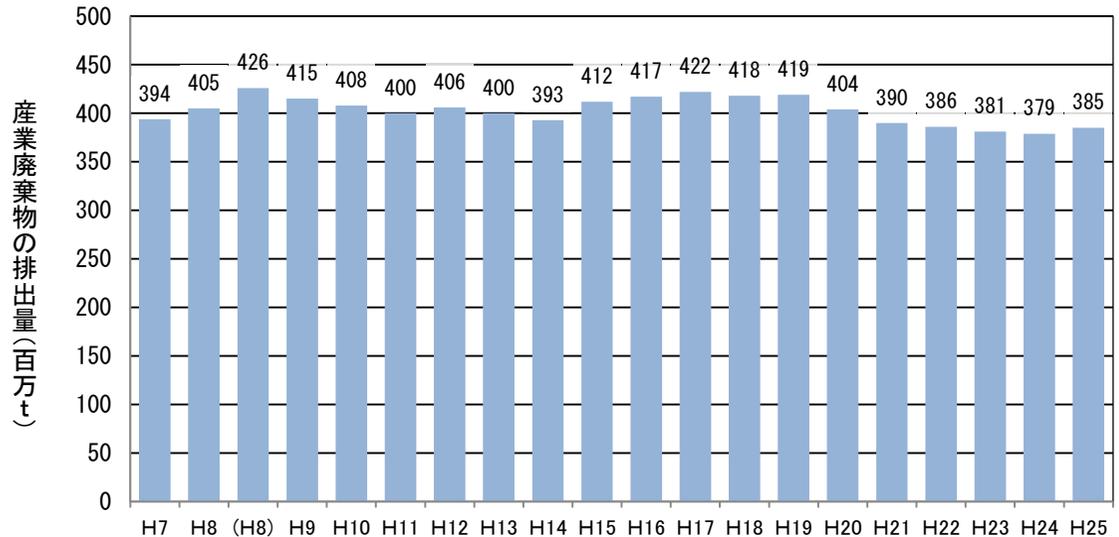


➤ **産業廃棄物の排出量は385百万t（平成25年度）**

○排出量はバブル経済の崩壊以降は約4億t前後で推移しており、大幅な増減は見られない。

※1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

※2: 平成9年度以降は※1と同様の算出条件で算出

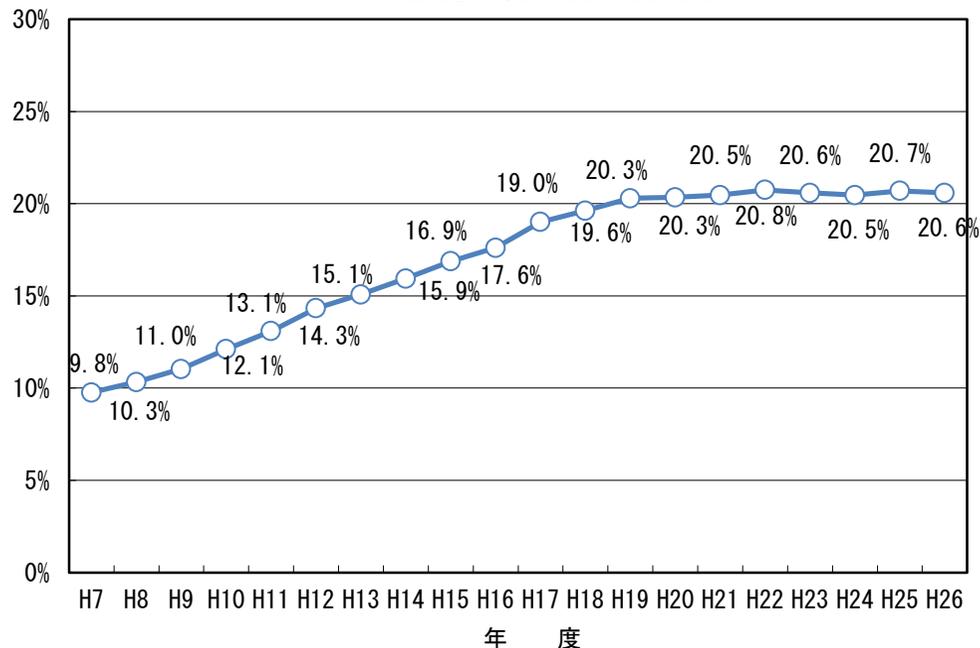


廃棄物の再生利用率の推移

➤ 一般廃棄物の再生利用率は20.6% (平成26年度)

○一般廃棄物の再生利用率は平成19年度頃まで着実に上昇し、以降は20%程度で推移している。

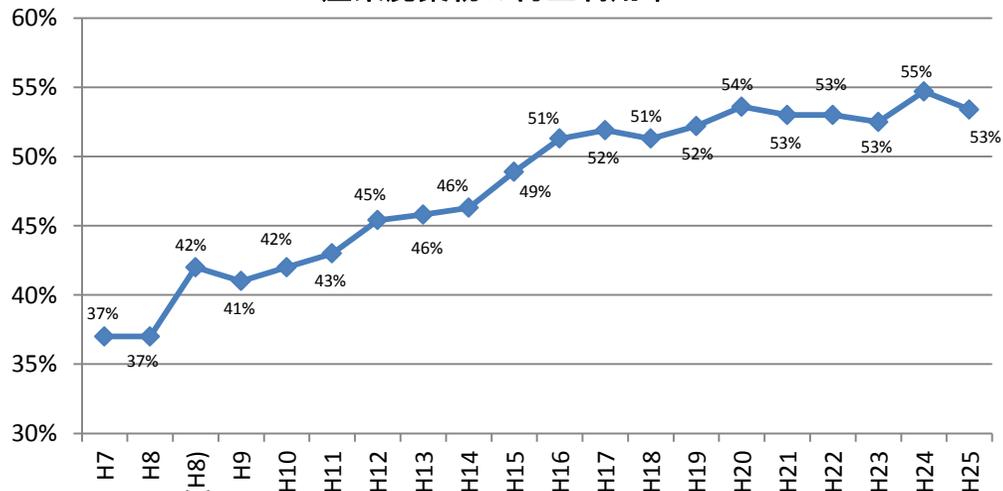
一般廃棄物の再生利用率



➤ 産業廃棄物の再生利用率は53.4% (平成25年度)

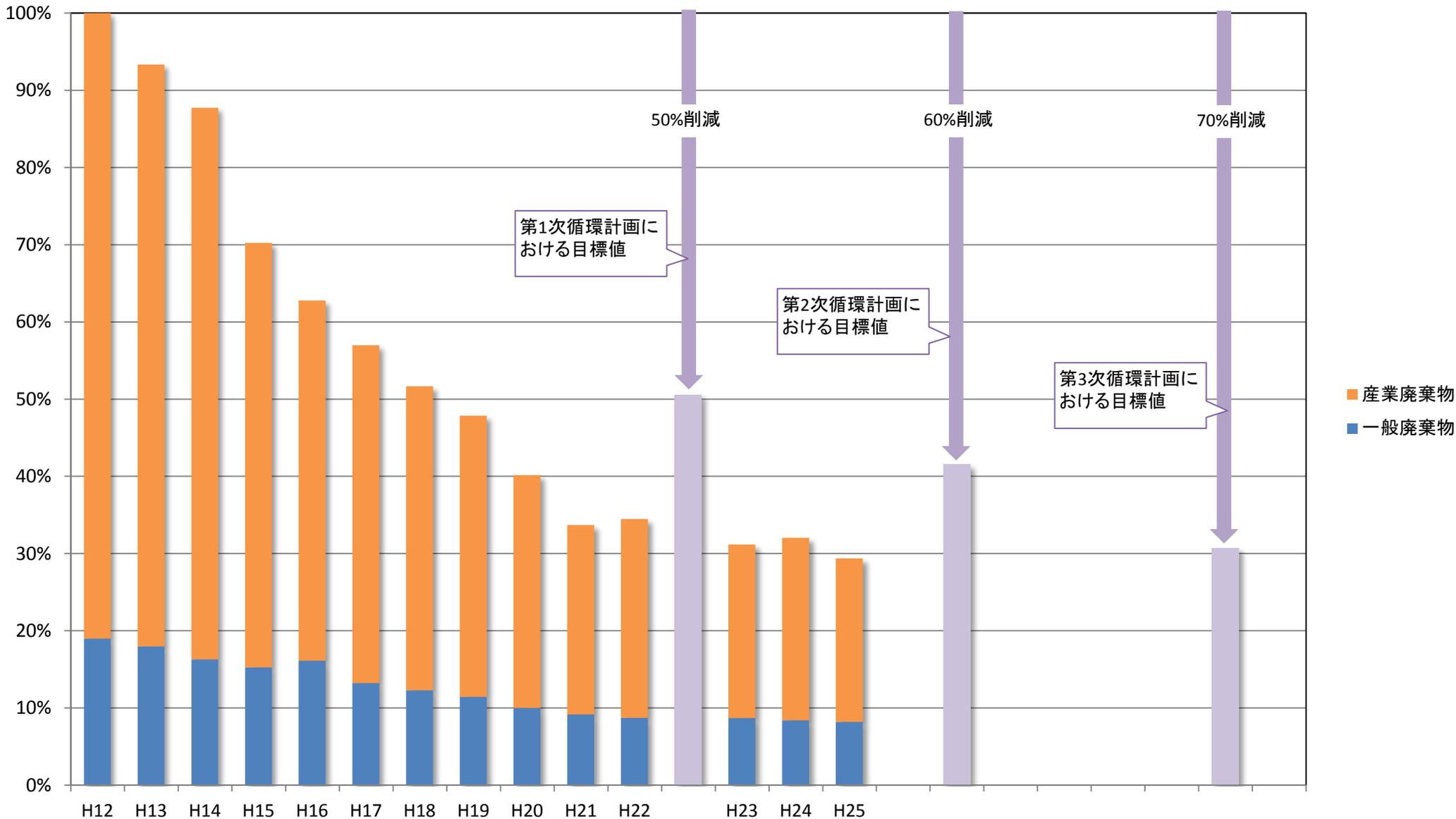
○産業廃棄物の再生利用率は平成16年度頃まで着実に上昇し、以降は53%前後で推移している。

産業廃棄物の再生利用率



最終処分場量の推移

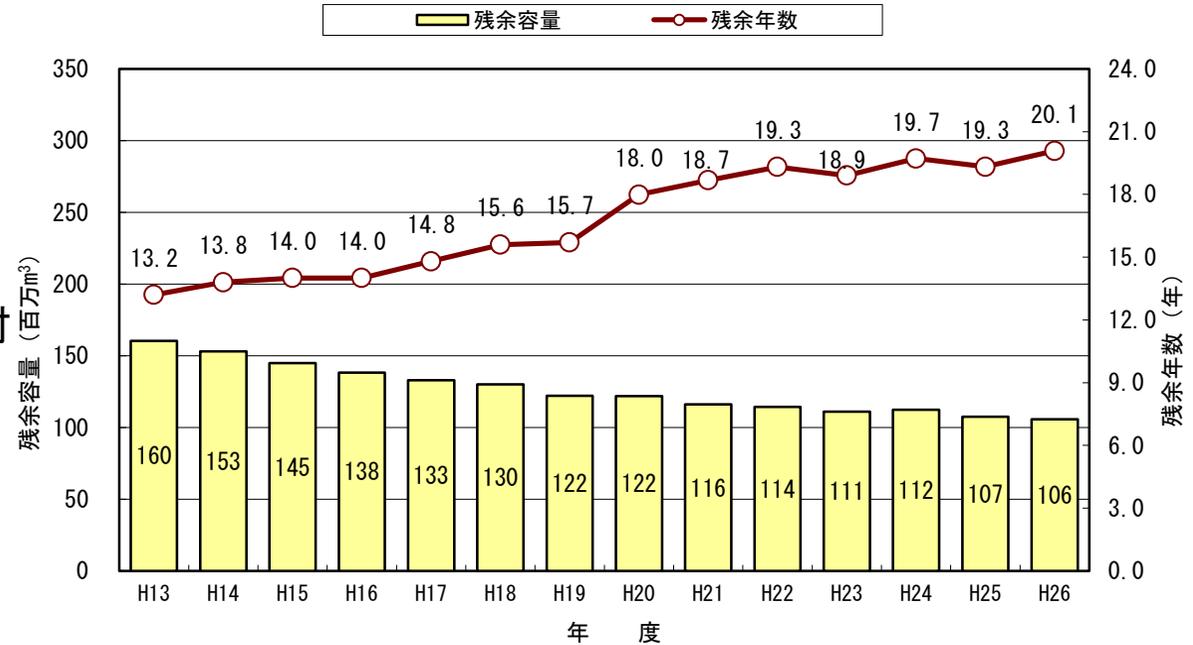
最終処分場量の推移



最終処分場のひっ迫

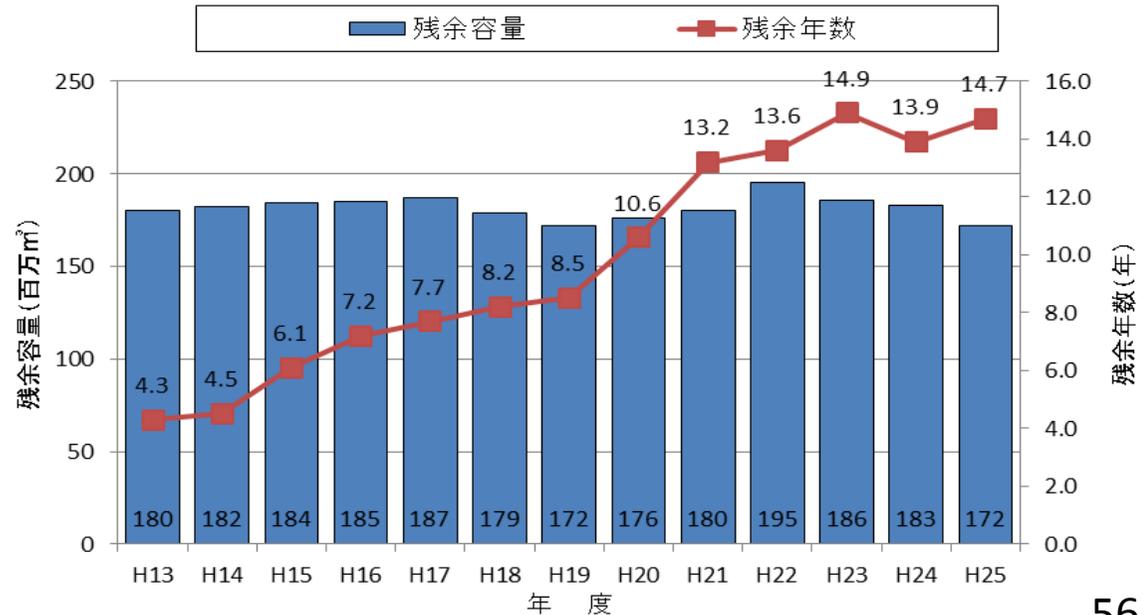
➤ 一般廃棄物の残余年数は20.1年分
(平成26年度)

○公共の最終処分場を有していない市区町村が303(全市区町村数の17.5%)。



➤ 産業廃棄物の残余年数は14.7年分(首都圏は5.2年分)
(平成25年度)

○最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成24年度は16施設、平成25年度は14施設(ともに許可件数)と激減



減量・再生利用の取組体系

廃棄物処理法

多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量
その他の処理計画の策定

再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境
大臣による認定制度

広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境
大臣による認定制度

各種リサイクル法等

容器包装、食品、家電、建設、自動車、小型家電リサイクル法

物品の性質に
応じた個別リサ
イクル制度

資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るため
の省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事
業等の実施

多量排出事業者処理計画の概要と取組状況

平成12年度制度改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃で50トン)以上の事業場に処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表

平成22年度制度改正

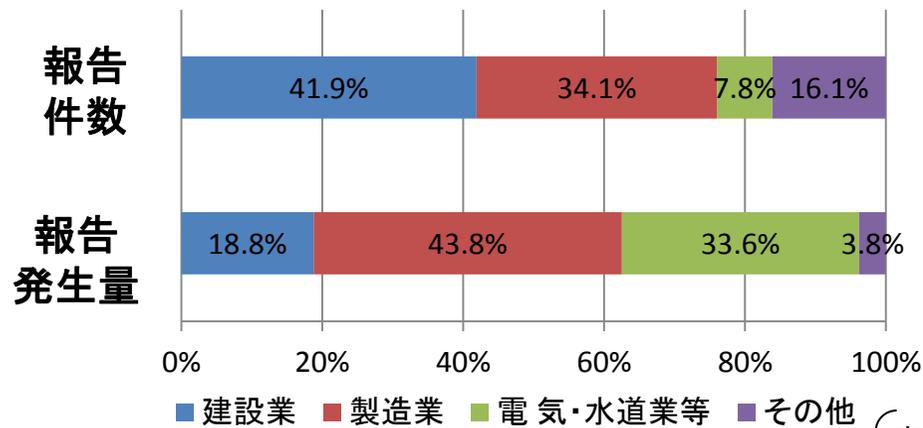
- 計画及びその実施状況を報告しなかった者に対して20万円以下の過料
- 計画の電子ファイルによる提出を可能とし、都道府県知事による公表はインターネットによるものとする
- 委託の内容について、認定熱回収施設設置者・優良認定処理業者への委託の別等を記載



処理計画の基準

- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 当該事業場の事業に関する事項
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別に関する事項
 - ・ 自ら行う再生利用・中間処理・最終処分に関する事項
 - ・ 処理の委託に関する事項

平成27年度多量排出事業者処理計画実施状況報告



総報告件数
16,665件

総報告発生量
246百万トン

産廃総排出量
385百万トン
(H25実績)

再生利用認定制度(第9条の8)

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要(H9～)

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥(産廃)
廃肉骨粉
廃木材(一廃)
建設汚泥(産廃)

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

(バーゼル規制対象物)

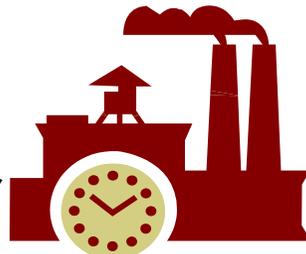
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

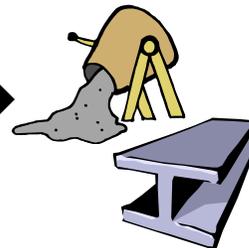


原材料として投入



生産設備等
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用

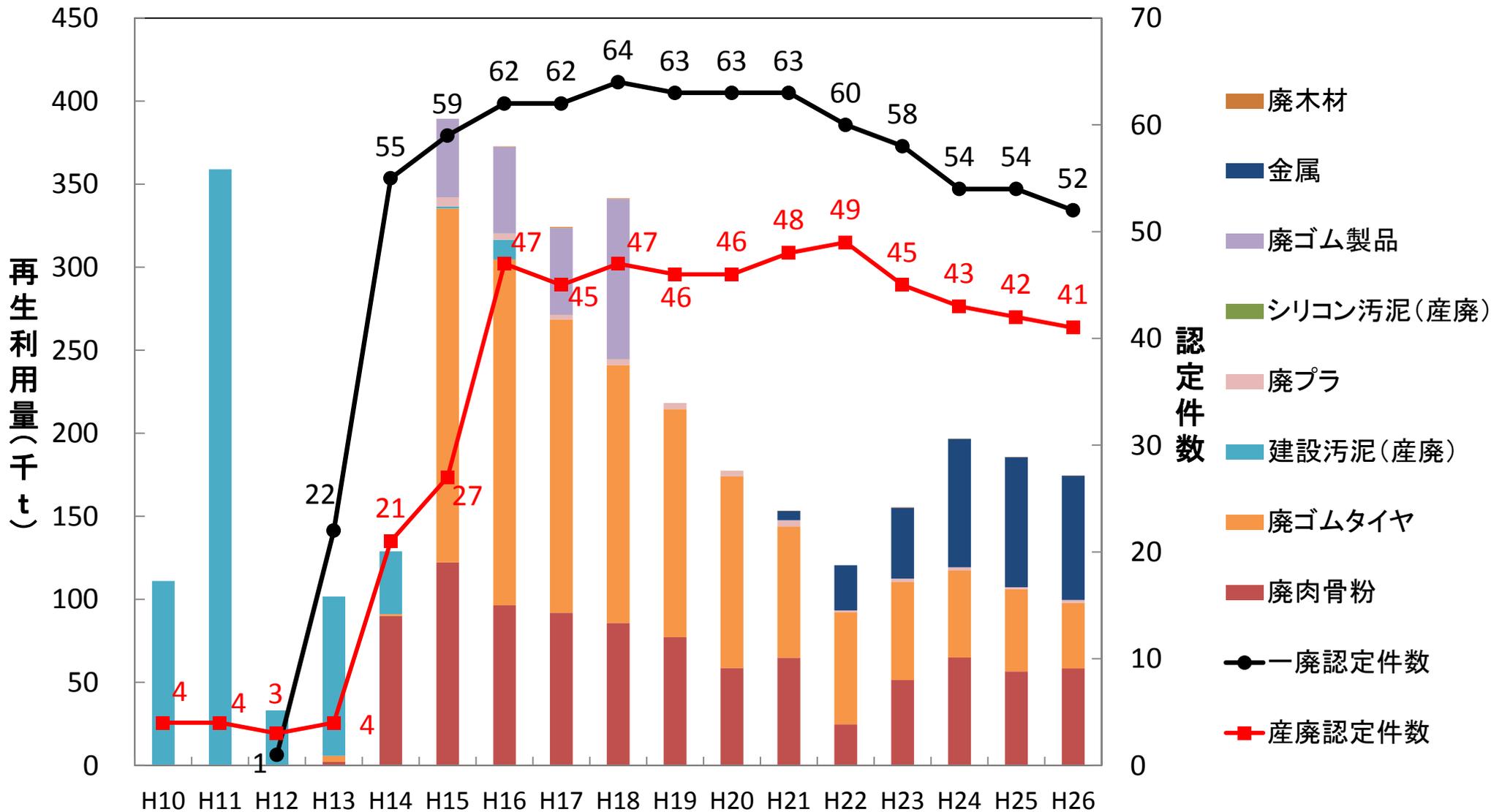


製品
(鉄、セメント等)

認定実績(H28年3月末)

一般廃棄物 : 67件
産業廃棄物 : 64件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度(第9条の9)

制度の趣旨・背景

・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの(製造事業者等)が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。

・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要(H15)

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

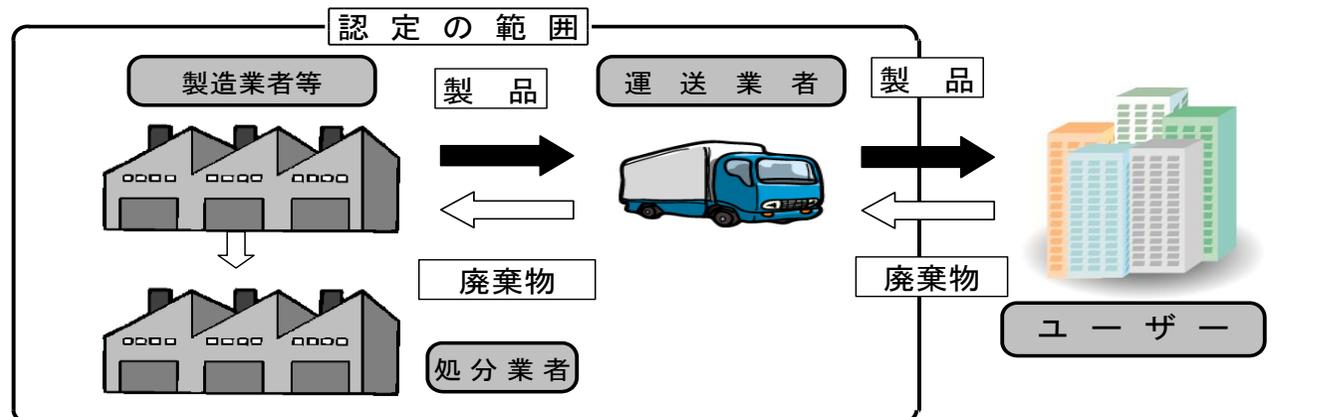
一般廃棄物：13品目を認定

廃パーソナルコンピュータ、
廃二輪自動車、廃消火器等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・
自動二輪車、建築用複合部材等

概念図



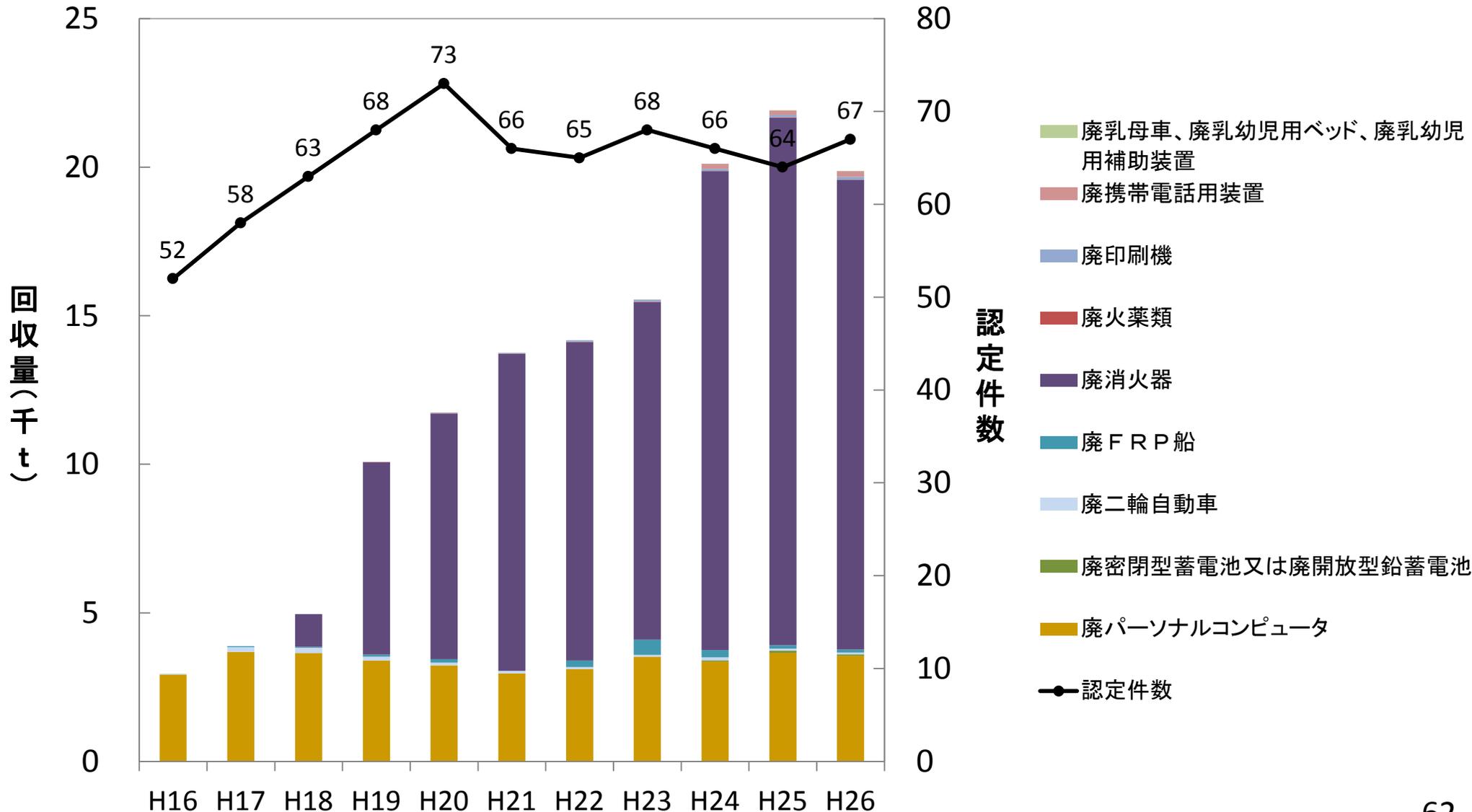
認定実績(H28年3月末)

一般廃棄物：96件
産業廃棄物：253件

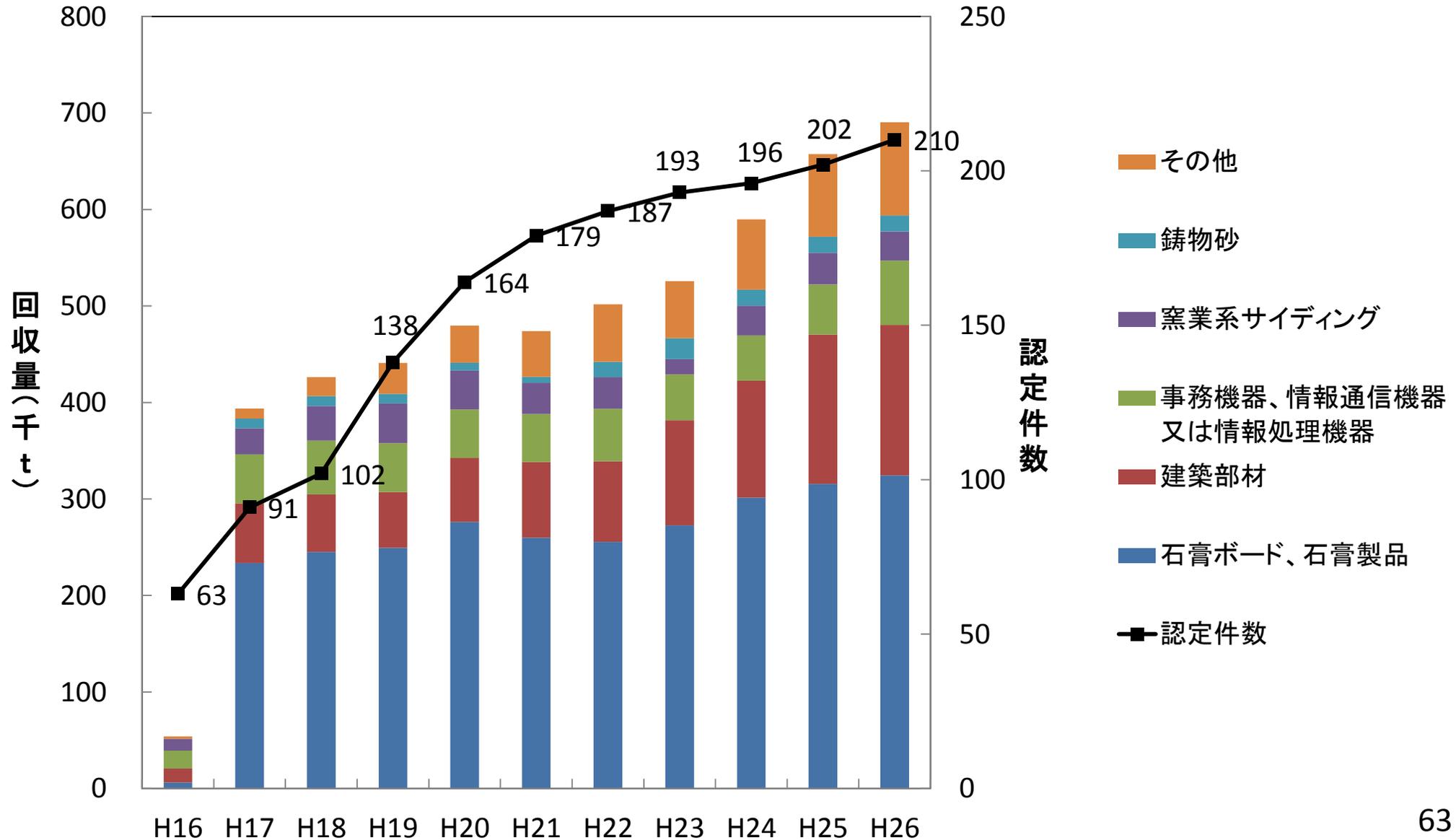
処理実績(H26年度)

一般廃棄物：19,865t
産業廃棄物：690,266t

広域認定制度の認定件数と処理量の推移 (一般廃棄物)



広域認定制度の認定件数と処理量の推移 (産業廃棄物)



廃棄物・リサイクル関連法における排出抑制関係の目標

○廃棄物処理法基本方針(平成28年1月21日告示)

＜廃棄物の減量化の新たな目標量＞

・平成32年度における目標量(平成24年度比)を以下のとおり設定。

一般廃棄物の排出量 **約12%削減**

産業廃棄物の排出量 **増加を約3%に抑制**

・平成32年度において、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を**500gに削減**する。

(注)第3次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において一般廃棄物の減量化関係の平成32年度における目標を定めているが、本基本方針においても同計画と同様の目標値を採用している。

○食品リサイクル法に基づく基礎発生原単位に関する告示(平成27年7月31日告示)

＜食品廃棄物等の発生抑制の目標値＞

・平成26年4月から26業種を対象に本格展開。平成27年8月から5業種を追加し、**合計31業種の目標値**(期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年)を設定。

例:肉加工品製造業 113kg/百万円(売上高)

4. 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する状況

ポイント

- 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルートのパ撲滅が課題。
- 使用済家電の廃棄物該当性の判断の明確化を推進。
- 違法な回収業者についての普及啓発及びその取締りに向けた取組を推進。
- 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入規制を実施。

廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- 輸出: 非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

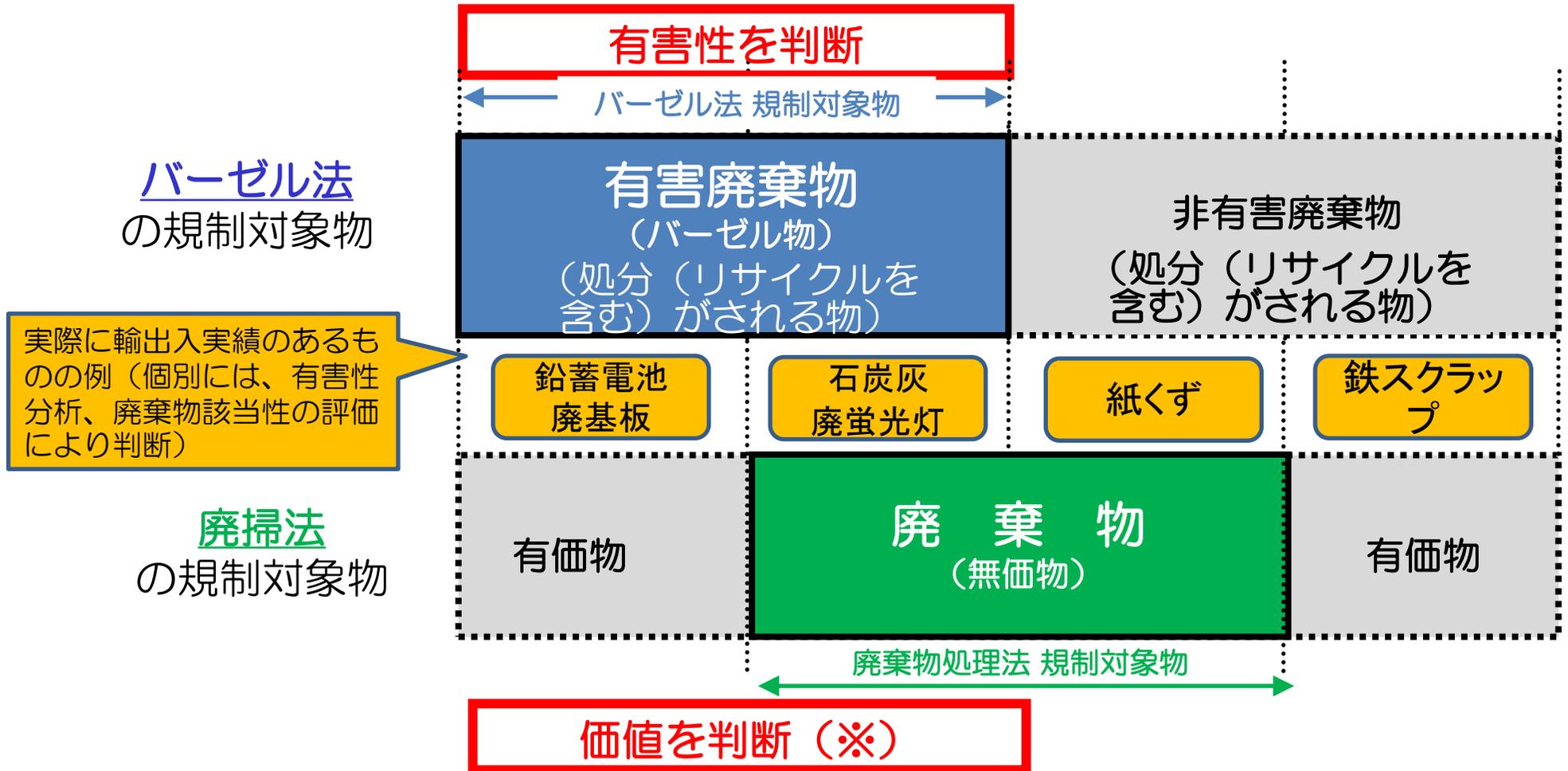
廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令: 外国為替及び外国貿易法(外為法)、関税法

バーゼル法・廃掃法の規制対象の事例



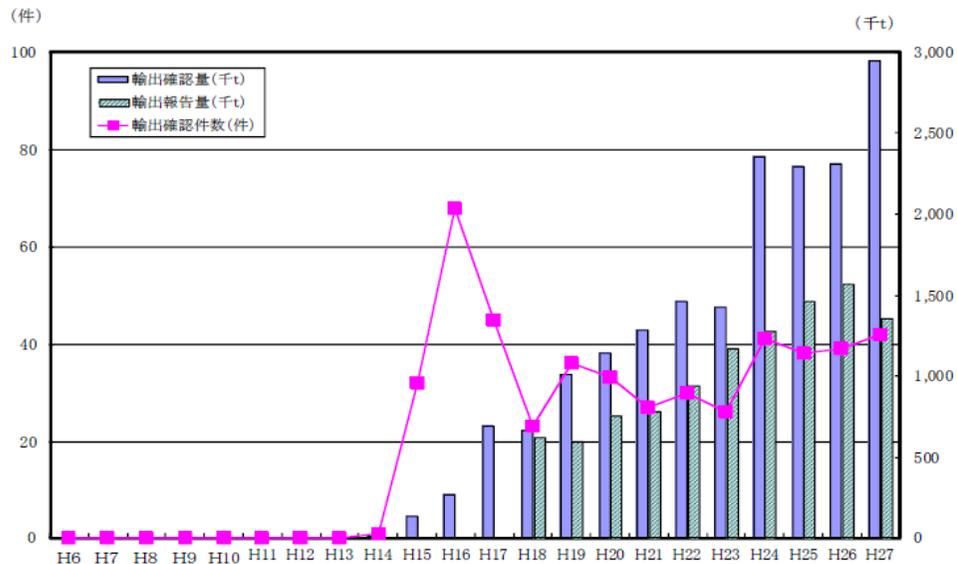
※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。

- ①物の性状 (環境基準等への適合状況等)、②排出の状況 (排出前や排出時における品質の管理等)、③通常の見取り形態 (廃棄物処理事例の有無等)、④取引価値の有無 (処理料金に相当する金品の授受等)、⑤占有者の意思 等

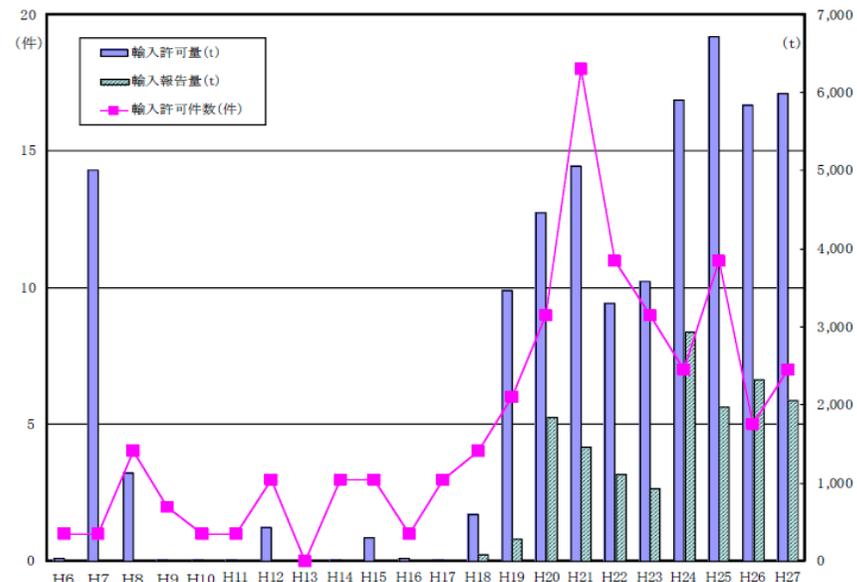
廃棄物の輸出入実績(H27)

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
輸出確認	42件 (39)	2,943,538トン (2,314,159)	輸入許可	7件 (5)	5,987トン (5,825)
輸出報告量		1,377,758トン (1,570,545)	輸入報告量		2,060トン (2,336)
相手国・地域	韓国、香港		相手国・地域	台湾、韓国	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒 等	

廃棄物の輸出货量及び輸出件数の推移



廃棄物の輸入量及び輸入件数の推移

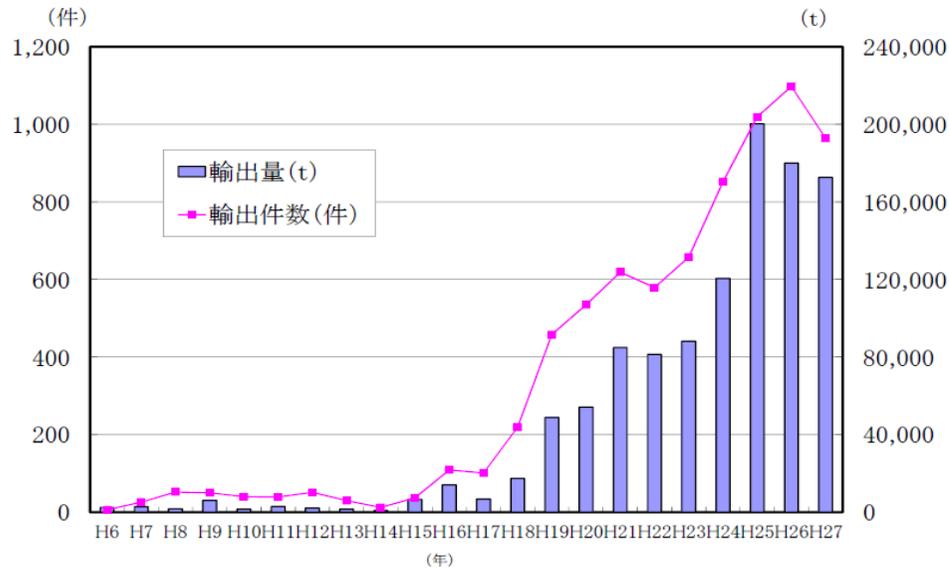


※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

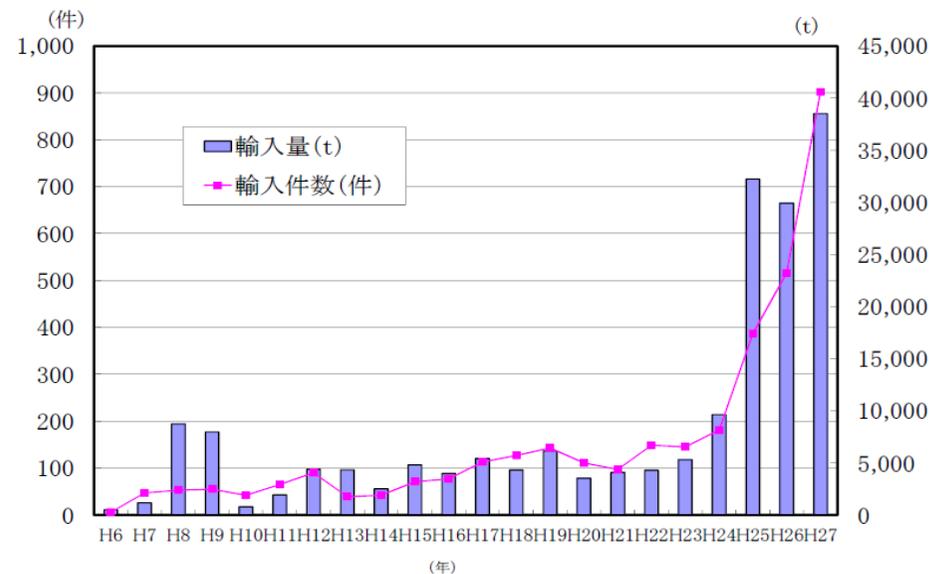
(参考) 特定有害廃棄物等の輸出入実績(H27)

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	121件 (115)	435,303トン (412,861)	我が国への通告	183件 (139)	236,453トン (173,735)
輸出の承認	97件 (79)	316,828トン (277,411)	輸入の承認	167件 (125)	198,507トン (139,621)
輸出移動書類の交付 （輸出件数・輸出货量）	964件 (1,098)	172,622トン (180,035)	輸入移動書類の交付 （輸出件数・輸出货量）	902件 (516)	38,511トン (29,904)
相手国・地域	韓国、香港、ベルギー		相手国・地域	台湾、香港、タイ、シンガポール、フィリピン	
品目	鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰・亜鉛灰、銅残渣・銅ドロス等		品目	電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等）等	

特定有害廃棄物等の輸出货量及び輸出件数の推移

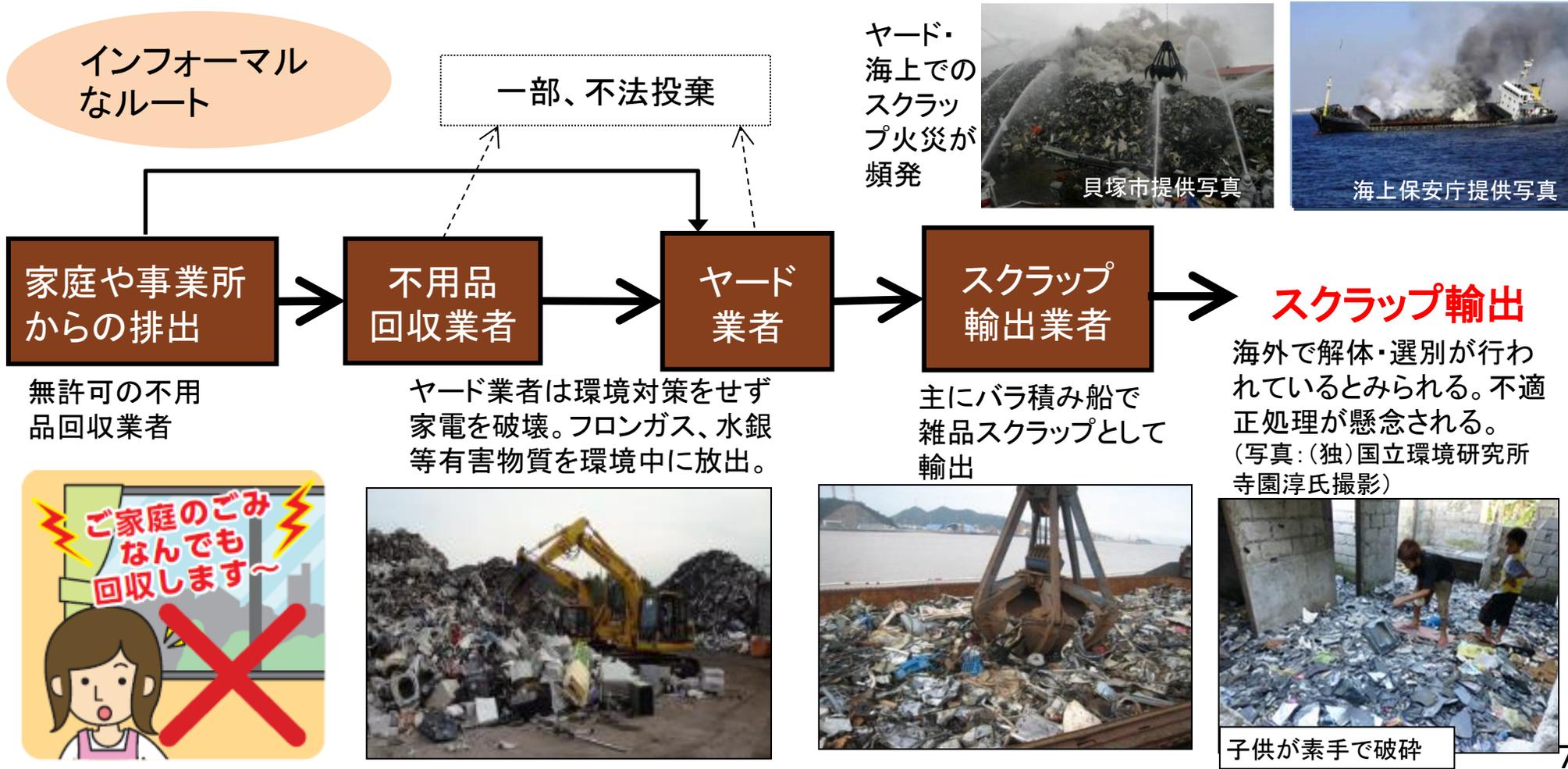


特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

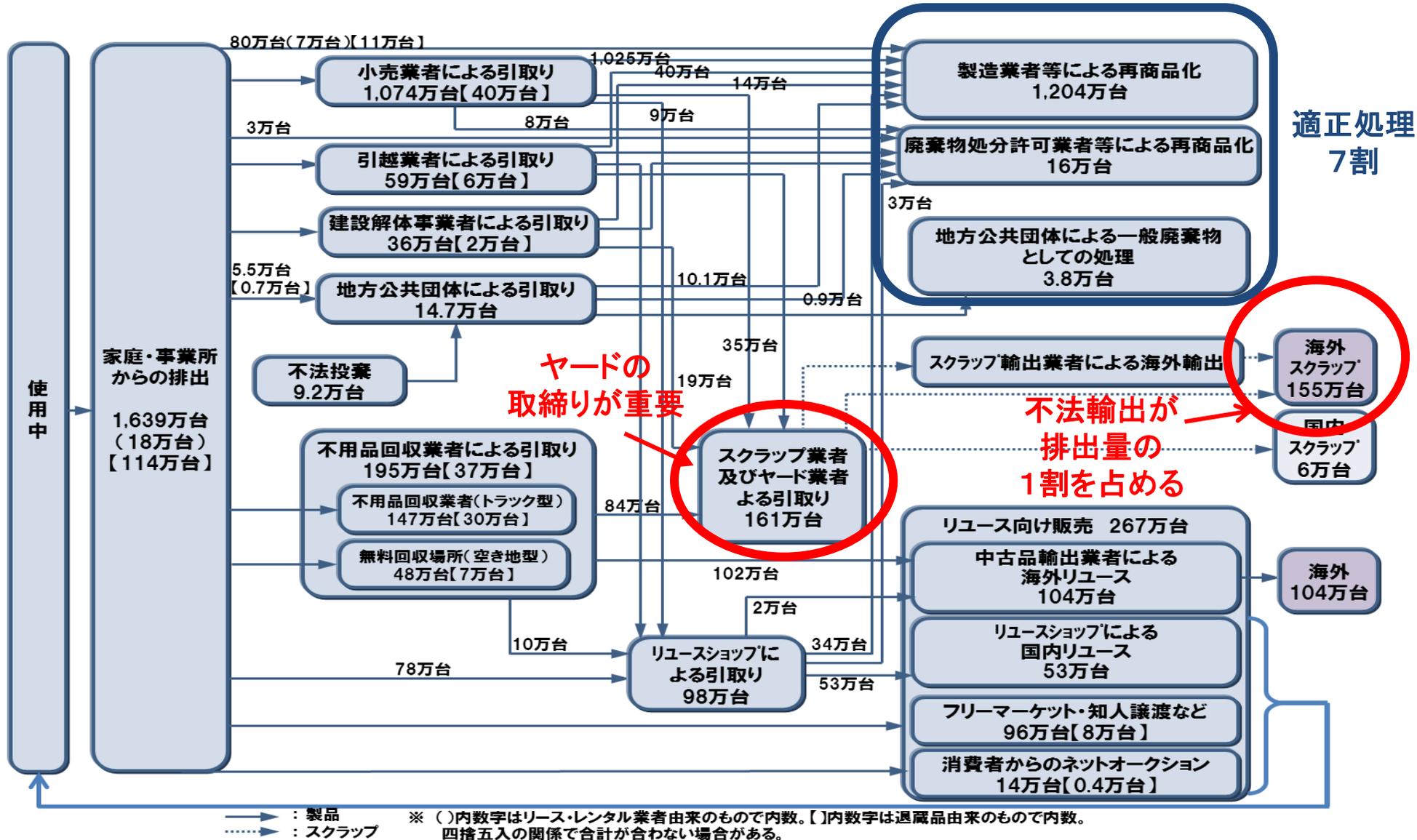


使用済家電等のインフォーマルな取扱いについて

- 家電・小型家電がインフォーマルに回収され、重機等で乱暴に破壊された上、雑品スクラップとして輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。家電リサイクル法等の形骸化、国内外の環境汚染への懸念が高まっている。
- 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルートでの撲滅が課題。



【参考】家電リサイクル法における回収率 対象4品目フロー推計(平成25年度)



※「中央環境審議会循環型社会部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルWG 合同会合(第33回)」(平成27年1月30日)資料より事務局作成

廃棄物処理法における取組：

使用済家電の廃棄物該当性の判断に係る環境省通知(319通知)(平成24年3月)

※ 通知名：「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(平成24年3月19日付け環廃企発第10319001号、環廃対発第10319001号、環廃産発第10319001号)

① 無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。

② 家電リサイクル法対象品目（洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）の使用済み品については、以下のとおり取り扱うことが適当。

(1) リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済み品は廃棄物に該当するものと判断。

(2) 廃棄物処理基準※に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済み品は、廃棄物に該当するものと判断。

※注：家電リサイクル法対象品目については、廃掃法の下での処理基準において、資源（鉄、銅等）毎の分離・回収、有害物質の適正処理等について定められている。

③ 家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判断。

【取組状況】違法な回収業者の取締りに向けた取組

環境省において、自治体向けセミナーやモデル事業等、違法な回収業者の取締りに向けた様々な取組を実施。

平成27年度

自治体職員向けセミナーの実施

平成27年度は主に町中を巡回する違法な不用品回収事業者の取締り等について、取締り実績のある自治体職員を講師に招き、8カ所でセミナー実施。

違法な不用品回収事業者取締りモデル事業

住民周知のため、不用品回収業者に廃家電を排出しないよう呼びかけるチラシや広報の手法についてモデル事業を実施。

(※成果は今年度中に市町村の担当者会議等を通じ水平展開)

優良事例のとりまとめ

これまで取締りや住民向け広報の全国の優良事例集をとりまとめ

(※水平展開の準備)

平成28年度

引き続き、取締り実績のある自治体職員の講習を実施し、今年度は空き地に廃家電を集めるいわゆる「ヤード事業者」の取締りに着目し具体的な事例を踏まえた対応方針を示しながら、取締りに活かせるセミナーを複数箇所で実施予定。

ヤードに集められた廃家電



平成27年度の様子



専門家による講習

違法な事業者の取締りには自治体の廃棄物部局だけではなく、関係者の協力による横断的な取組が必要であることから、今年度は、都道府県、市町村の廃棄物担当者だけではなく、警察関係者も参加した検討会を設置し、取締りまでの行程を検討するモデル事業を実施。(※平成29年度に水平展開の予定)

本年夏までを目処に、各市町村に優良事例集を共有予定。 73

【取組状況】水際対策の実施

- ◆ 環境省では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入規制を実施（※バーゼル法は、経済産業省と共管）。
- ◆ 違法な輸出入の取締りについては、全国8か所の地方環境事務所等が税関と連携して、貨物確認、行政指導等を実施。
- ◆ 319通知を受け、雑品スクラップから廃家電を取り除かせるなどの対策を強化。



貨物確認（メタルスクラップ）



スクラップ検査立会い

5. 廃棄物処理分野における温暖化対策に関する状況

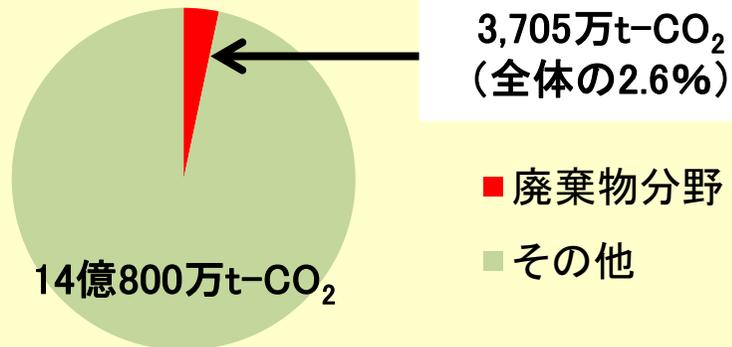
ポイント

- 廃棄物処理分野における温暖化対策としては、地球温暖化対策計画に位置付けられた対策等（廃棄物発電等）を推進。
- 廃棄物処理における熱回収については、災害時も含め安定供給が可能な地域分散型エネルギーシステムとしての重要性について再認識されている状況。
- 廃棄物処理法においても平成22年改正において熱回収施設設置者認定制度が創設されたが、認定を受けるのは一部の事業者に留まっている。
- 国としても、エネルギー特会など各種予算措置等によって廃棄物分野における温暖化対策を支援している。

廃棄物分野における温室効果ガス排出量

現状

日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合(2013年度)



日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合： 2.6%

廃棄物分野の温室効果ガス排出量：
11.8%減(2005年度比)

低炭素社会・循環型社会の統合的な実現に向けて、廃棄物(特に化石燃料由来)の発生抑制、再使用、再生利用をさらに進めつつ、その上でエネルギー回収を進めていく必要がある。

排出側

- ・ごみ有料化等を通じた発生抑制
- ・分別排出の徹底 等

処理側

- ・3Rの一層の推進
- ・生分解性廃棄物の直接埋立量の削減
- ・廃棄物発電の推進 等

再生可能エネルギー導入の促進

- ・バイオマス発電の利用
- ・バイオマス熱利用
- ・その他(太陽熱利用、廃棄物熱利用等)

地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)の全体構成

<はじめに>

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組

<第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向>

■ 目指すべき方向

- ①中期目標(2030年度26%減)の達成に向けた取組
- ②長期的な目標(2050年80%減を目指す)を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■ 基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

<第2章 温室効果ガス削減目標>

■ 我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減(2005年度比25.4%減)
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■ 計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

<第4章 進捗管理方法等>

■ 地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

- 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出

<第3章 目標達成のための対策・施策>

■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■ 地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO₂対策
 - ・部門別(産業・民生・運輸・工ネ転)の対策
- 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■ 公的機関における取組

■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項

■ 国民運動の展開

■ 海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
 - －二国間クレジット制度(JCM)
 - －産業界による取組
 - －森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

<別表(個々の対策に係る目標)>

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ■ エネルギー起源CO ₂ | ■ 代替フロン等4ガス |
| ■ 非エネルギー起源CO ₂ | ■ 温室効果ガス吸収源 |
| ■ メタン・一酸化二窒素 | ■ 横断的施策 |

排出抑制・吸収の量に関する目標

- 我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、**2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にする。
- 2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にする。

	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の各部門の 排出量の目安	削減率 (2013年度比)
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927	-25.0%
産業部門	457	429	401	-6.5%
業務その他部門	239	279	168	-39.8%
家庭部門	180	201	122	-39.3%
運輸部門	240	225	163	-27.6%
エネルギー転換部門	104	101	73	-27.7%
	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の排出量の目標	削減率 (2013年度比)
非エネルギー起源CO ₂	85.4	75.9	70.8	-6.7%
メタン(CH ₄)	39.0	36.0	31.6	-12.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	25.5	22.5	21.1	-6.1%
	2005年実績	2013年実績	2030年の排出量の目標	削減率 (2013年比)
代替フロン等4ガス	27.7	38.6	28.9	-25.1%
HFCs	12.7	31.8	21.6	-32.0%
PFCs	8.6	3.3	4.2	+27.3%
SF6	5.1	2.2	2.7	+22.7%
NF3	1.2	1.4	0.5	-64.3%
	2005年実績	2013年実績	2030年の吸収量の目標	
温室効果ガス吸収源	-	-	37.0	
森林吸収源対策	-	-	27.8	
農地土壌炭素吸収源対策 及び都市緑化等の推進	-	-	9.1	

廃棄物リサイクル分野における地球温暖化対策

➤ 廃棄物分野では、地球温暖化対策計画において、以下の対策について数値目標を設定している。

削減ガス	対策名	対策評価指標		2013	2020 目標	2030 目標	2030 排出削減見込量
エネルギー 起源CO2	廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入等	【一般廃棄物発電】	ごみ処理量当たりの発電電力量(kWh/t)	231	284～ 312	359～ 428	135～214 (万t-CO2)
		【産業廃棄物発電】	産業廃棄物処理業者による発電量(GWh)	3,748	3,792	3,825	2.8(万t-CO2)
		【燃料製造等】	RPF製造量(千t)	913	943	1,003	23(万t-CO2)
	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進(※)	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量(t)		66	69	73	6.2(万t-CO2)
	浄化槽の省エネルギー化	現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽の累積基数(基)		7	78	211	3.9(万t-CO2)
非エネルギー 起源CO2	廃棄物焼却量の削減	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量(千t)(乾燥ベース)		2,856	2,675	2,458	44(万t-CO2)
メタン	廃棄物最終処分量の削減	有機性の一般廃棄物の最終処分量(千t)(乾重量ベース)		371	105	10	52(万t-CO2)
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	【一般廃棄物】	一般廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合(%)	60	73	77	5.4(万t-CO2)
		【産業廃棄物】	産業廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合(%)	63	65	69	3(万t-CO2)

※京都議定書目標達成計画時の計算方法に準じて算出しているが、今後の検討により計算方法を見直す可能性がある。

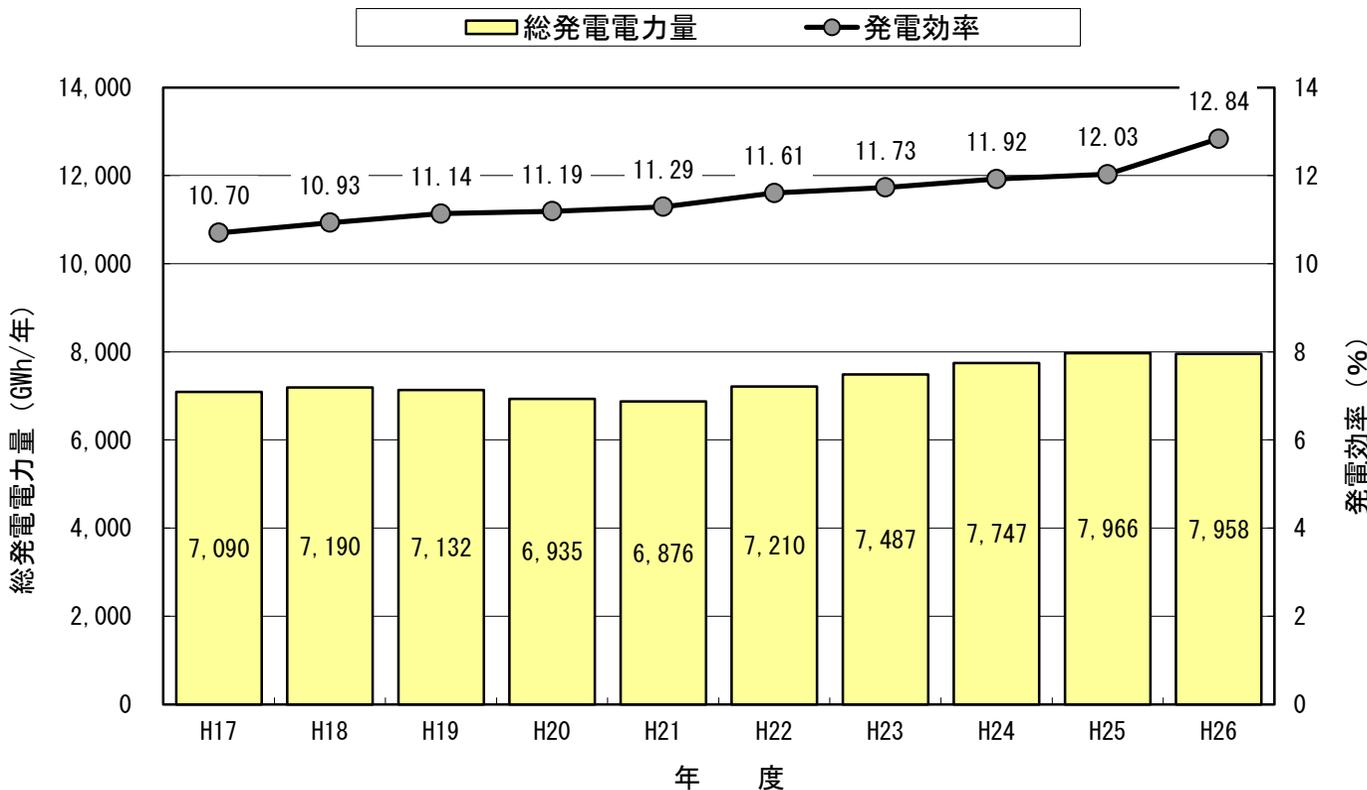
廃棄物リサイクル分野における地球温暖化対策

削減ガス	対策名	対策概要
エネルギー 起源CO2	廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入等	<p>(廃棄物発電) 廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時に施設規模に応じて高効率発電設備を導入することにより、電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。</p> <p>(燃料製造等) 廃プラスチック類及び紙くず等の廃棄物を原料として燃料を製造し、製造業等で使用される一般炭等の化石燃料を代替することで、燃料の燃焼に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 また、低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入、節電に向けた取組等の省エネルギー対策を推進し、燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。</p>
	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル(材料リサイクル、ケミカルリサイクル)の推進。
	浄化槽の省エネルギー化	浄化槽を新設もしくは更新する際、現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽を導入することにより、ブローアの消費電力を削減し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量等を削減する。
非エネルギー 起源CO2	廃棄物焼却量の削減	一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。また、産業廃棄物については、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。
メタン	廃棄物最終処分量の削減	有機性の一般廃棄物の直接埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の直接埋立量を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制。

廃棄物処理における熱回収

- 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の基本原則に基づき、廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)を優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収を推進。
- 廃棄物処理における熱回収は、東日本大震災以降、災害時も含めて安定供給が可能な地域分散型エネルギーシステムとして、その重要性が再認識されている。
- 廃棄物エネルギーは、バイオマス由来(食品廃棄物や紙)だけでなく、非バイオマス由来(プラスチック等)からも多く回収でき、地域のエネルギー戦略に貢献するポテンシャルを持っている。

総発電電力量と発電効率の推移



<出典> 一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)における位置付け

【分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進】
(再生可能エネルギー熱)

再生可能エネルギー電気と並んで重要な地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱を中心として、…(中略)…**廃棄物処理における熱回収**を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要である。

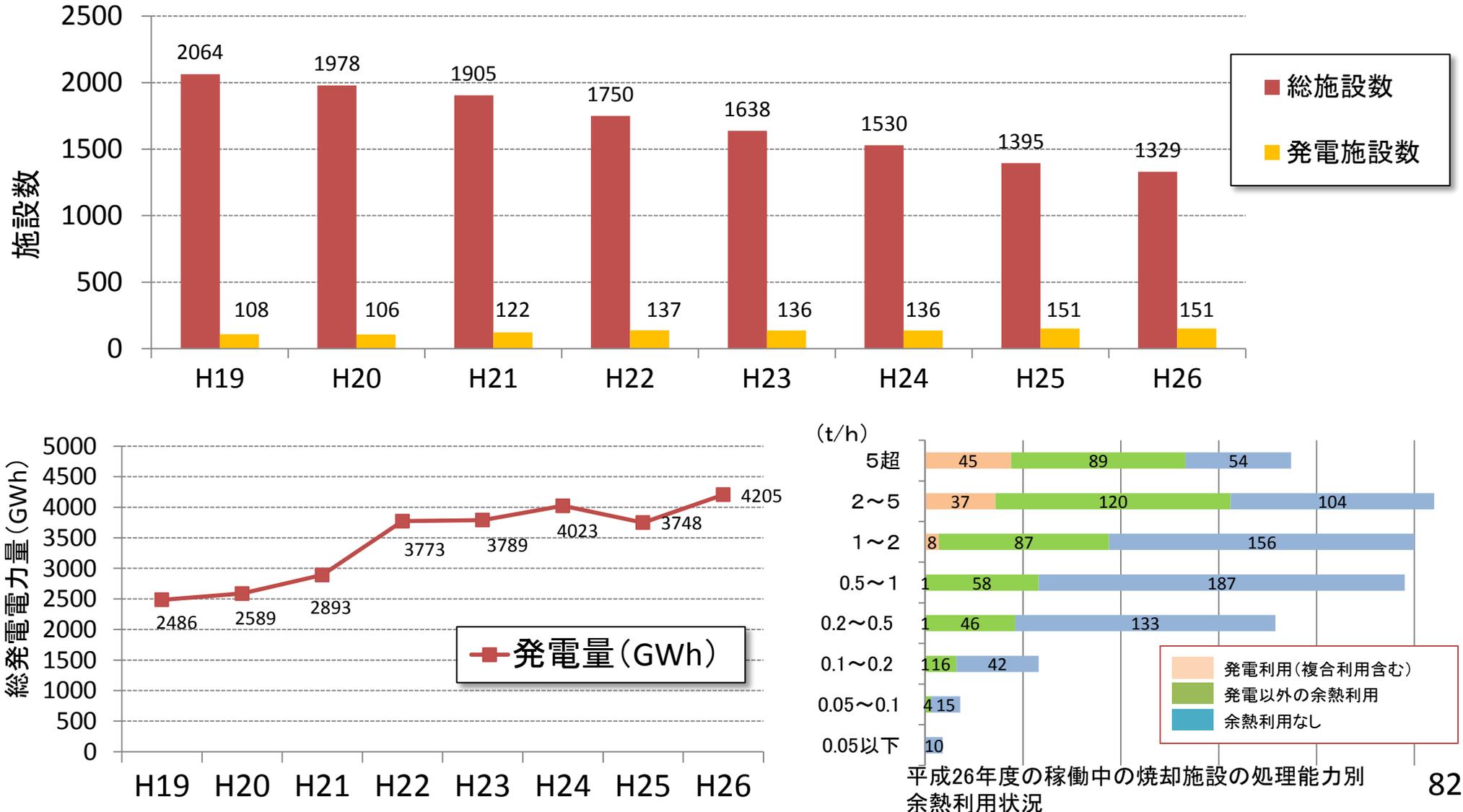
「廃棄物処理法に基づく基本方針」(平成28年1月)における位置付け

○中長期的には焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進する。

○平成32年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約69%に増加させることを目標とする。

廃棄物発電(産業廃棄物焼却施設)の導入実績

➤ 総施設数は減少傾向にある一方で、発電施設数、総発電電力量とも増加傾向にあるものの、引き続き、特に、小規模の焼却施設に対して余熱利用を進める必要がある。



熱回収施設設置者認定制度(平成23年～)

概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって、熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定を受けるための要件(一部抜粋)

- 年間10%以上の熱回収率で熱回収を行うことができる者であること。
- 熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の30%を超える外部燃料を投入しないこと。
- 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。
- 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

認定を受けるメリット

- 廃棄物を保管できる日数が21日まで認められる。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2または同法15条の2の2に規定する定期検査の義務を免除。
- 認定を受けた者は、熱回収認定基準及び能力基準の双方を満たした施設として、公的に評価されることにより、意識の高い排出事業者による認定施設への処理委託が推進されることが期待される。

廃棄物熱回収施設設置者の認定状況

(平成27年12月1日現在)

	認定年月日	認定を受けた者	認定した 都道府県等	熱回収率 (%)	熱回収の方法	産廃	一廃	施設 数
1	平成23年10月4日	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	愛知県	17.0%	発電・熱利用の併用	○		1
2	平成23年10月25日	株式会社総環	大阪市	20.2%	発電	○		1
3	平成23年12月27日	株式会社市原ニューエナジー	千葉県	23.9%	発電・熱利用の併用	○	○	1
4	平成24年2月7日	株式会社クレハ環境	川崎市	19.3%	発電・熱利用の併用	○		1
5	平成24年2月23日	株式会社日産クリエイティブサービス	横須賀市	32.4%	発電以外の熱利用	○		1
6	平成24年3月22日	株式会社フジコー	千葉県	11.2%	発電	○		1
7	平成24年3月28日	株式会社旭商会	相模原市	14.2%	発電以外の熱利用	○		1
8	平成24年3月30日	株式会社アイザック	富山市	20.5%	発電・熱利用の併用	○		1
9	平成24年4月23日	株式会社DINS堺	堺市	18.2%	発電・熱利用の併用	○		1
10	平成24年5月17日	三和油化工業株式会社	愛知県	37.0%	発電以外の熱利用	○		1
11	平成24年10月29日	三重中央開発株式会社	三重県	30.3%	発電・熱利用の併用	○	○	2
12	平成24年12月19日	三栄レギュレーター株式会社	川崎市	56.4%	発電以外の熱利用	○		1
13	平成25年5月20日	ユナイテッド計画株式会社	秋田市	28.2%	発電・熱利用の併用	○		1
14	平成25年11月19日	大栄環境株式会社	兵庫県	21.3%	発電・熱利用の併用	○		1
15	平成26年8月14日	エコシステム千葉株式会社	千葉県	10.2%	発電・熱利用の併用	○		1
16	平成27年6月15日	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	佐賀県	12.0%	発電・熱利用の併用	○		1
							合計	17

(注)認定年月日順に整理

エネルギー対策特別会計を活用した廃棄物分野の温暖化対策について①

2030年度に2013年度比26%削減する我が国の温室効果ガス排出削減目標等の達成に向けて、廃棄物処理施設を地域の自立・分散型の低炭素エネルギーセンターとして廃棄物エネルギーを徹底活用するため、廃棄物分野における地方公共団体・民間団体の温暖化対策を支援する。

○ 廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業 ＜平成28年度 19,740百万円＞

一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に向けた改良・更新事業を支援する。⇒(右図)事業イメージ参照
廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

○ 低炭素型廃棄物処理支援事業 ＜平成28年度 1,700百万円＞

(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

① 事業計画策定支援

廃棄物由来エネルギーを廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定支援

② 低炭素型設備等導入支援

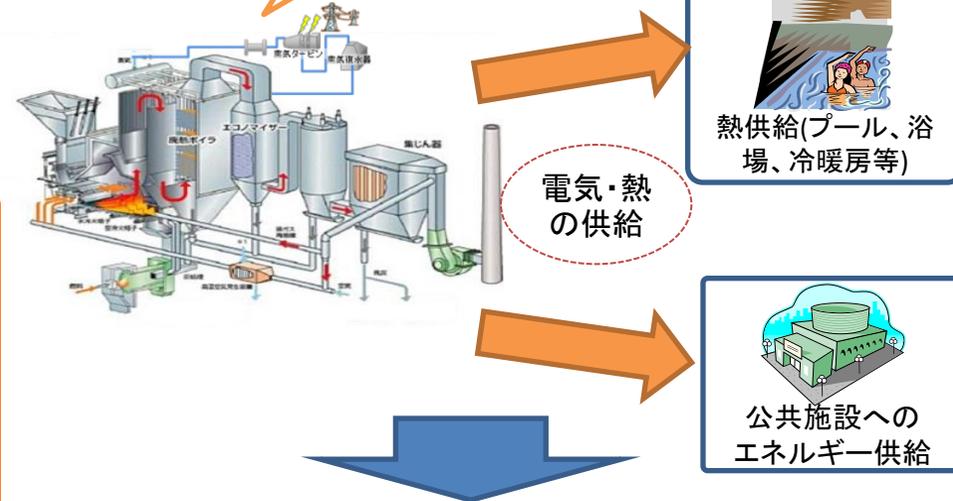
- ・廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
- ・廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)等

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体の事業計画策定を支援する。

事業イメージ

高効率ごみ発電設備等の導入により、周辺施設への電気・熱供給を可能とする。



廃棄物処理施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の構築

エネルギー対策特別会計を活用した廃棄物分野の温暖化対策について②

2030年度に2013年度比26%削減する我が国の温室効果ガス排出削減目標等の達成に向けて、廃棄物処理施設を地域の自立・分散型の低炭素エネルギーセンターとして廃棄物エネルギーを徹底活用するため、廃棄物分野における地方公共団体・民間団体の温暖化対策を支援する。

○ 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 ＜平成28年度 200百万円＞

廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等）及び需要施設（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助を行う。

特に大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、廃棄物焼却施設の多面的意義（地域防災能力向上等）の確立を図る。⇒（右図）事業イメージ参照

○ 廃棄物発電の高度化支援事業 ＜平成28年度 260百万円＞

(1) 廃棄物発電のネットワーク化FS事業

廃棄物発電施設と電力供給先によるネットワークを構築して廃棄物発電による電力需給を安定化するスキームについて、事業としての実現可能性を調査する。

(2) 廃棄物エネルギー地域利活用計画策定検討調査事業

廃棄物処理に伴って得られるエネルギーの利活用の方向性を整理するとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階でエネルギー利活用のあり方と一体的に検討を行うことを促す枠組みを調査・検討する。

事業イメージ

製造、加工（高温利用）
熱のカスケード利用

生産（温室への低温利用等）

● 熱需要施設の組み合わせ利用



● 工場等への大規模熱供給



● 公共施設の低炭素化及び防災化

エネルギー対策特別会計を活用した廃棄物分野の温暖化対策について③

2030年度に2013年度比26%削減する我が国の温室効果ガス排出削減目標等の達成に向けて、廃棄物処理施設を地域の自立・分散型の低炭素エネルギーセンターとして廃棄物エネルギーを徹底活用するため、廃棄物分野における地方公共団体・民間団体の温暖化対策を支援する。

○ モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業 (国土交通省連携事業) <平成28年度 350百万円>

海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源等取扱設備の導入経費について補助を行う。

本事業において海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進し、低炭素社会と循環型社会の統合的実現に寄与する。⇒(右図)事業イメージ参照

事業イメージ



既存インフラの活用

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定

6. 廃棄物政策に係る方針・計画等

ポイント

- 平成25年5月に、循環型社会形成推進基本法に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画、及び廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画を閣議決定。
- 本年1月に、廃棄物処理法に基づく基本方針を告示。
- これらの計画・方針等に基づき、廃棄物政策を進めているところ。

循環型社会について(持続可能な社会の実現)

循環型社会：廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

【循環型社会形成推進基本法第二条】

循環型社会の背景

＜自然の循環＞

大気環境、水環境、土壌環境、生態系等が織りなす自然界の健全な形での物質の循環（炭素循環等も含む。）

＜経済社会システムにおける物質循環＞ 自然の一部である資源を開始点として、経済社会システムにおける活動の中核であるモノの生産、流通、消費、廃棄という一連の過程

⇒こうした**経済社会システムにおける健全な物質循環を通じて自然の循環に与える悪影響を最小限とし、健全な自然の循環を維持（地球温暖化・生物多様性などにも貢献）**



「自然の循環」及び「経済社会システムにおける物質循環」の模式図

【参考】UNEP - IRP（国際資源パネル）のSPMにおける提示

平成28年5月15日に国連環境計画（UNEP）国際資源パネル（IRP）により示された政策決定者向けの要約（SPM）において、以下が提言された。

資源効率性の向上は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に不可欠である。

SDGsのうち天然資源の持続的利用に直接依存する目標

17あるSDGsのうち12の目標は、その達成基盤として資源と環境に直接的に言及している。

「資源の将来的な入手可能性」、「資源価格の不確実性と長期的上昇」、「再生可能資源の非持続的な利用」、「資源採掘・使用に伴う環境影響」はSDGsを達成する上での著しい脅威であり、資源効率性が脅威を低減させるのに中心的役割を果たす。



※有色の目標が関係するもの

資源効率性の向上は、気候変動目標を経済的に達成するために不可欠である。

IPCCによれば、開発を犠牲にすることなくエネルギー需要を削減するために、効率性の向上と行動変化が鍵を握る緩和戦略である。

資源利用を経済成長と人間の福利から切り離すことは、気候変動政策の不可分かつ最大の関心事である。

循環基本法のポイント

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

- 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）及び③適正な処分の確保という手段・方法によって実現される、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減（目的）される社会。

2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

- 法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ。

3. 廃棄物・リサイクル対策の「優先順位」を初めて法定化

- ①廃棄物等の発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分

4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

- 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「**拡大生産者責任**」の一般原則を確立。

5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

- 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に則して、環境大臣が策定。
- 政府一丸となった取組を確保するため関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- **計画の5年ごとの見直しを明記（H25.5 第三次循環型社会形成推進基本計画策定）**

第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し

新たな目標

- より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

() 内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

2030年の循環型社会のイメージ

- ★自然界の循環と経済社会の循環が調和する社会 (自然界に負荷を与えない範囲での資源利用・資源ストック型社会)
- ★新たなライフスタイルへの転換
- ★地域の特性を活かした地域循環圏の重層的形成
- ★資源効率性の高い社会経済システム
- ★安全・安心の実現
- ★国際的な資源循環の最適化

質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R (リデュース・リユース) の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

世界規模での取組の必要性

- ① アジア3R推進フォーラム等、3R国際環境協力
- ② 我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援
- ③ 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、循環資源の輸入及び循環資源の輸出の円滑化

東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

循環型社会形成推進基本計画・三大指標(平成25年度)

資源生産性の推移



資源生産性 (= GDP/天然資源等投入量)

平成25年度の資源生産性は、平成12年度と比べ約53%上昇。しかし、平成22年度以降は減少傾向にあり、目標達成に向けた状況は厳しくなっている。

循環利用率

(= 循環利用量 / 天然資源等投入量 + 循環利用量)

平成25年度の循環利用率は、平成12年度と比べ約6.1%上昇。平成22年度以降は横ばいだったが、平成25年度は増加に転じた。ただし、その増加については要因分析が必要。

循環利用率の推移



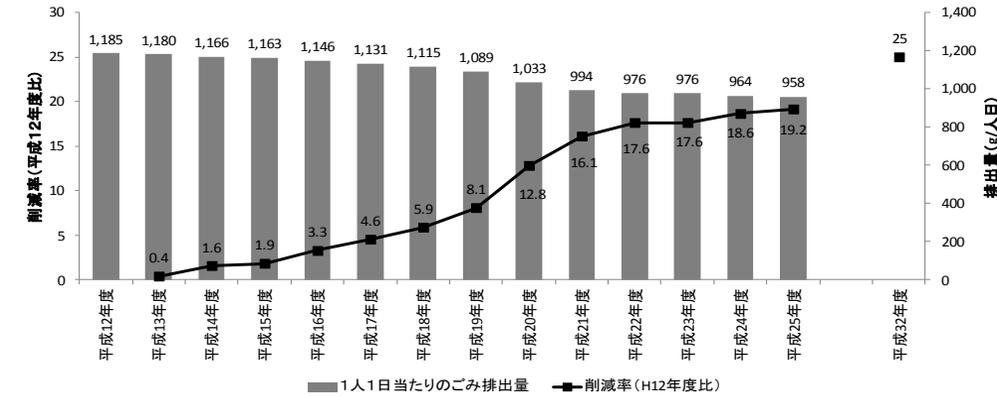
最終処分量の推移



最終処分量

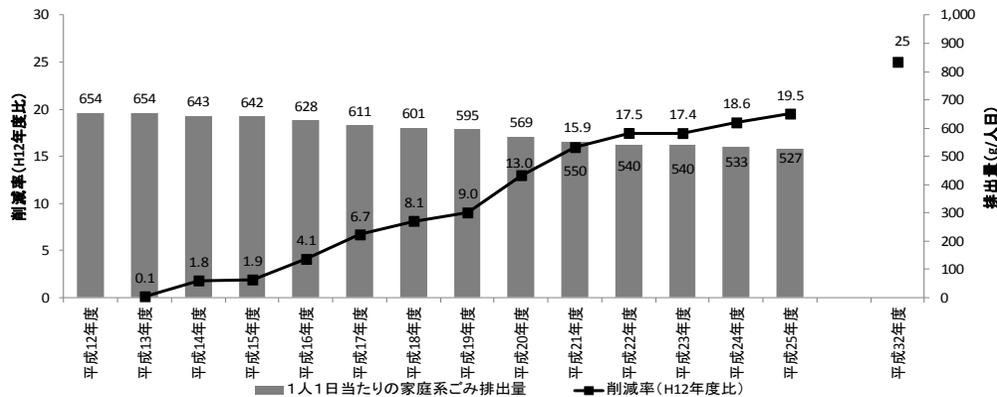
平成25年度の最終処分量は、平成12年度と比べ約71%減少。平成25年度では既に目標値を達成。一方で、がれき類やばいじんが今後リサイクルの行き場を失い最終処分されないよう、3R取組を進めていく必要。

循環基本計画における取組指標例(廃棄物減量化)



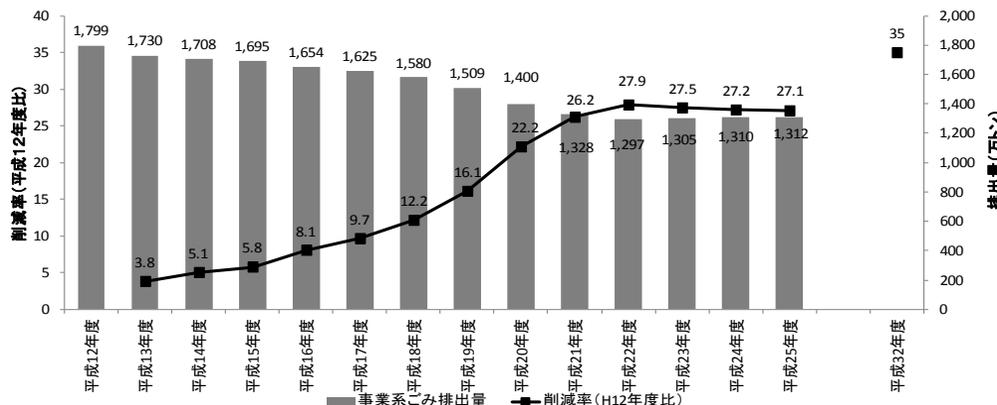
ア 1人1日当たりのごみ排出量

平成25年度の1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当たり等に換算）は958グラムで、平成12年度比では19.2%削減されました。平成32年度に平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。



イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭から排出された1人1日当たりのごみの量（集団回収量、資源ごみ等を除く）は、平成25年度に527グラムと平成12年度比19.5%の削減となりました。平成32年度に平成12年度比25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。



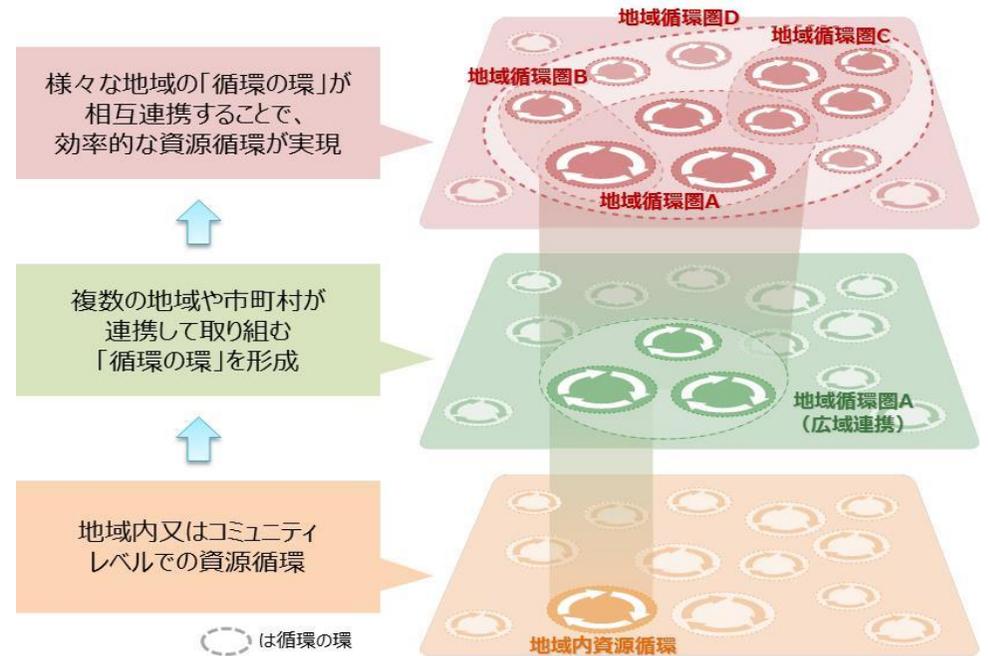
ウ 事業系ごみ排出量

「総量」で把握する事業系ごみについては、平成25年度に1,312万トンとなり、平成12年度比で27.1%削減されていますが、近年は横ばいとなっており、更なる取組が必要となっています。

地域特性を活かした地域循環圏の形成

地域循環圏という言葉は、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月閣議決定）で初めて提示されたもので、

「地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていく」という考え方



具体例：福岡県大木町

大木町では、「大木町もったいない宣言」を行い、順次、生ごみ、廃プラスチック、紙おむつ等の分別・リサイクルを実施。現在は、近隣市町村と連携した廃プラスチック回収・リサイクルを検討中。



町から出るごみの量及びリサイクル率

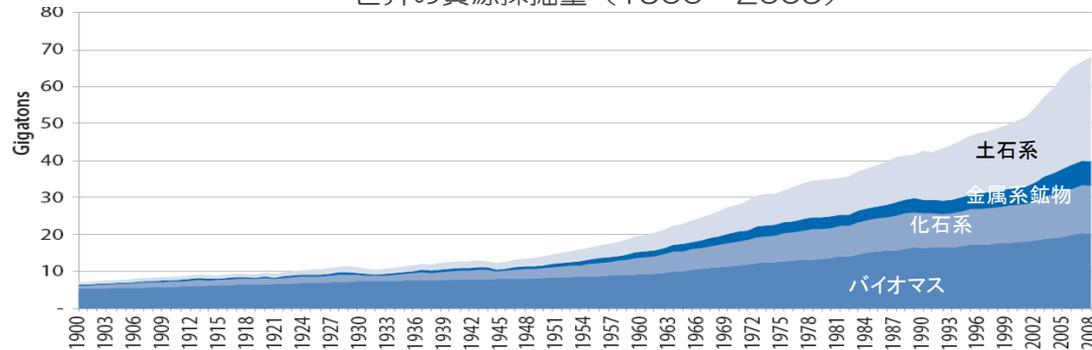
	排出量 (t)		26年度/ 17年度	平成25年度 1人1日当 り(g)
	平成17年度	平成26年度		
燃やすごみ	3004.9	1273.9	42.4%	240
燃えないごみ	95.9	2.3	2.4%	0.4
資源ごみ	541.1	2098.6	387.8%	396
(内生ごみ)	-	(1183.3)	-	(223)
合計	3641.9	3374.8	92.6%	637.7
リサイクル率	14.9%	62.2%	+47.3%	

焼却灰のリサイクルは含まない。

資源循環に関する国際動向

世界の天然資源消費量について

世界の資源採掘量（1900 - 2009）



- 新興国の急速な工業化、先進国での高い資源消費レベルの維持により、過去に無いレベルまで資源需要が増加
- 世界の資源消費量は、1900年から10倍、1980年から2倍に増加。

Source: Krausmann et al. (2009).

G7 富山環境大臣会合（2016年5月）コミュニケ

G7の取組についての進捗を確認するとともに、引き続き、資源効率性・3Rのために率先して継続的に取り組み、経済成長と天然資源利用との分断（デカップリング）を促進することで一致。また、UNEP国際資源パネル及びOECDからの報告を受け、協調した行動によって、環境のみならず、経済成長、技術革新、資源安全保障及び社会開発に多大な関連する便益をもたらすとの認識で一致。共通のビジョン、G7各国による野心的な行動、グローバルな取組の促進、着実なフォローアップを含む「富山物質循環フレームワーク」を採択。

(参考)EU循環経済政策パッケージ(2015. 12. 2)

- ECが、「輪を結ぶ～循環経済のためのEU行動計画～」を2015年12月2日に発表。
- 具体的には、循環経済(Circular Economy)への移行を目指す行動計画と廃棄物関係法令改正を欧州議会・理事会に提案。これにより、
 - ・製品や資源の価値を可能な限り長く維持し、廃棄物の発生を最小化
 - ・持続可能で低炭素かつ資源効率的で競争力のある経済を開発

※ 資源効率性とは地球上の限られた資源を、環境へのインパクトを最小化し、持続可能な形で利用すること。より少ない資源投入で、より大きな価値を生み出すことを意味する。

富山物質循環フレームワーク(概要)



- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施に向けて、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。



資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

- 我々の共通の目標は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することである。
- こうした社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、自然と調和した持続的な低炭素社会も実現し、雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現するものである。

G7各国による野心的な行動

目標1: 資源効率性・3Rのための主導的な国内政策

- 資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全等の政策を包括的に統合し、促進。
- 規制的手法に加え、事業者による自主的取組等を推進
- 災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備等
- 地域の多様な主体間の連携(産業と地域の共生)、消費者対策

具体例: 食品ロス・食品廃棄物対策

- ・SDGsを踏まえ、国内や地域での政策や計画策定など、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組を加速。

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

- G7アライアンス等を通じて、ベストプラクティスや適用可能な最良技術(BAT)、有用な教訓を他の国々と共有。
- 途上国における資源効率性・資源循環政策の能力構築支援
- 巨大自然災害を経験する国・地域を支援
- 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース、リサイクルのための積極的取組を奨励

具体例: 電気電子廃棄物(E-Waste)の管理

- ・違法取引を防止するため、国際的な協調行動を強化
- ・適正な管理能力を有しない国から有する国への有害廃棄物の輸出は、環境と資源効率・資源循環に寄与するものと認識

目標3: 着実かつ透明性のあるフォローアップ

・国内指標を検討

・WS等を通じて、本フレームワークのフォローアップ

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更(平成28年1月告示)

- 平成28年1月21日に廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(基本方針)を変更。

主な変更点

廃棄物の減量化の新たな目標量

- ✓ 第3次循環基本計画の目標設定のために用いられた考え方との整合性等に配慮しつつ、**次期目標量(平成32年度(平成24年度比))**を以下のとおり設定。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約12%削減	増加を約3%に抑制
再生利用率	約21%から 約27%に増加させる	約55%から 約56%に増加させる
最終処分量	約14%削減	約1%削減

その他の目標量

- ✓ 平成32年度において、「**1人1日当たりの家庭系ごみ排出量**」を**500gに削減**する。
- ✓ 一般廃棄物処理施設整備に関して、「**焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合**」を新たな目標に掲げ、現状(平成24年度:約66%)に対し、平成32年度において**約69%に増加**させる。
- ✓ 減量化の目標量の達成に資するため、特に各種リサイクル法に基づく取組が不可欠なものについて、新たに取組目標を追加。
 - ①家庭から排出される食品廃棄物に占める**食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村**数:
43市町村(平成25年度) → **200市町村(平成30年度)**
 - ②家電リサイクル法上の小売業者の**引取義務外品の回収体制を構築している市町村**の割合:
約59%(平成25年度) → **100%(平成30年度)**
 - ③使用済**小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村**の割合:
約43%(平成25年度) → **80%(平成30年度)**

<参考:一般廃棄物・産業廃棄物の現状(平成24年度)>

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約4,523万トン	約379万トン
再生利用率	約21%	約55%
最終処分量	約465万トン	約13万トン

非常災害時に関する事項の追加

- ✓ 以下の事項について追記。
 - 施策の**基本的な考え方**
 - 災害廃棄物対策に係る**各主体の役割**
 - 災害廃棄物対策としての**処理施設の整備及び災害時の運用**
 - 災害廃棄物対策に関する**技術開発と情報発信**

廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への対応

- ✓ 前回変更(平成22年)からの廃棄物処理を取り巻く以下の情勢の変化を踏まえ、記述を追加、更新。
 - 第3次循環基本計画の策定
 - 各種リサイクル制度の進展等を踏まえた対応
 - 廃棄物処理法改正(平成22年法改正)等に関連する対応
 - 水俣条約等を踏まえた水銀廃棄物対策
 - 処理期限内の処理等のPCB廃棄物対策
 - 循環型社会と低炭素社会の統合的実現
 - 廃棄物処理施設の効率的な整備の必要性
 - 技術開発及び調査研究の推進
 - 社会情勢の変化を踏まえた人材育成の重要性

等

廃棄物処理施設整備計画

(平成25年5月31日 閣議決定)

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、平成25年度～29年度の5カ年の新たな「**廃棄物処理施設整備計画**」を定める。
- 現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、**災害対策**や**地球温暖化対策**の強化を目指し、**広域的な視点**に立った**強靱な廃棄物処理システム**の確保を進める。

※なお、東日本大震災で発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理特措法に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を踏まえ処理を進めていることから、本計画に位置付けていない。

基本的理念

- 3Rの推進
- 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

重点目標

- 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
 - ・ごみのリサイクル率：22% → 26%
 - ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持
- 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
 - ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%

(資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を策定する。)

■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

■地域住民等の理解と協力の確保

■広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- ・ 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
- ・ ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ・ 資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。

■地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- ・ 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
- ・ 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。

■廃棄物系バイオマスの利活用の推進

- ・ 廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。

■災害対策の強化

- ・ 廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
- ・ 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。

■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

一般廃棄物処理施設に対する支援の充実について

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして「循環型社会形成推進交付金」がある。
- これまでの循環型社会形成の推進という観点から本交付金により行ってきた廃棄物処理施設への支援に加えて、新たに災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出し支援を充実。

循環型社会形成の推進

循環型社会形成の推進という観点から、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援することで、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与。

災害時の廃棄物処理システムの強靱化

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化。

地球温暖化対策の強化

エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に向けた改良・更新を支援することで、地球温暖化対策を強化。

「循環型社会形成の推進」に加え、新たな2つの柱を前面に打ち出すことで、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を一層推進。

7. その他

ポイント

- 災害廃棄物対策に関しては、東日本大震災の教訓も受け、昨年、廃棄物処理法等の改正を行ったところであり、関係者の協力の下、実際の災害においても対応を図っている。
- 廃棄物処理法においては、放射性物質汚染に汚染された物は、原則として同法の規制対象の廃棄物に該当しないとされている。放射性物質汚染対処特措法附則において法制度の在り方について検討を行うこととされているが、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際に、同検討についても行うべきとされているところ。

廃棄物の処理に関する災害対策をめぐる動き

想定される大規模な災害時の災害廃棄物・津波堆積物の量

- 南海トラフ地震：災害廃棄物が最大約3.2億トン（東日本大震災の16倍）、津波堆積物が最大約0.3億トン
- 首都直下地震：災害廃棄物が最大約1.1億トン（東日本大震災の5倍）

東日本大震災以降の制度的対応（H24～H26）



災害廃棄物対策を支援する取組の進展（H25～H27）

- 対策スキームの強化に向け、「台規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を設置。
 - 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」をとりまとめ（H26.3）
 - 「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて（制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方）」をとりまとめ（H27.2）
 - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針策定（H27.11.16）
 - 大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について（H28.3.30）
- 現場での連携・協力体制を整備
 - 地域ブロック毎の協議の場を設置（H26年度～）
 - 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を発足（H27.9.16）

必要な法整備を実施

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出（H27.3.その後、H27.7制定・公布、H27.8施行）
 - 災害対策に係る国の司令塔機能を強化。
 - 国、地方自治体及び民間事業者の連携・協力、役割分担の責務を明確化。
 - 大規模災害の発生後も適正処理を確保するための処理の方針を明確化（H28.1.21改訂版を告示）。等

廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正(平成27年8月6日施行)の概要及び 平成28年熊本地震において想定される活用・適用

平成27年法律
第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、

- ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
- ▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
- ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、

- ▶ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
- ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

【廃棄物処理法の政令(平成27年政令第275号)の改正】

- 非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準(**再委託基準**)の改正

【熊本県益城町、熊本市ほか】

- **D.Waste-Net**を活用し、専門家を派遣(第4条の2)
- 非常災害に係る**一般廃棄物処理施設の設置**を検討(第9条の3の3の特例)

災害時の廃棄物対策 2つの柱

初期対応

①し尿

- し尿処理業界等からの収集の応援
- し尿処理施設の復旧、広域連携



②-1 生活ごみ・避難所ごみ

- 集積所等で悪臭やハエの発生、景観の悪化
- 他市町村等からの収集の応援
- 廃棄物処理施設の復旧、広域連携



②-2 片付けごみ(災害廃棄物)

- 集積所等からあふれ、車や人の往来の支障に
- 固形一般廃棄物業界、他市町村等からの応援による収集体制の確立(仮置場等への搬入)



③災害廃棄物

- 生活再建・復興の支障
- 仮置場の設置と集積
- 発生量の推計
- 災害廃棄物処理体制の確立
- 広域処理体制の構築



中長期対応

放射性物質に汚染された廃棄物に関する廃棄物処理法の適用関係

廃棄物処理法第2条第1項(定義)においては、「放射性物質によって汚染された物」は、同法に基づく規制の対象となる「廃棄物」に該当しないこととされている。

しかし、放射性物質汚染対処特措法第22条において、廃棄物処理法第2条第1項において定められている「廃棄物」の定義を読み替え、当分の間、「放射性物質によって汚染された物」のうち、事故由来放射性物質※によって汚染された物については、

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)等の他の法令の規定に基づき廃棄される物

②放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき処理が行われる対策地域内廃棄物及び指定廃棄物

を除き、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」に該当することとし、同法に基づく制度の下で処理を行うこととしている。

※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

➤ 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。

※環境省令において一定の地域にある一定の種類(下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等)を規定。

➤ 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。

原子力規制委員会設置法附則による適用除外規定の削除

原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)附則

(環境基本法の一部改正:第51条)

【改正前:環境基本法第13条】

第13条 **放射性物質**による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、**原子力基本法**…**その他の関係法律**で定めるところによる。

(循環型社会形成推進基本法の一部改正:第59条)

【改正前:循環型社会形成推進基本法第2条】

第2条 この法律において「循環型社会」とは、…循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律…**第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。**)としての処分をいう。…)**が確保され、…社会をいう。**

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 (略)

二 …廃棄された物品…又は…副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに**放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。**)

【改正後:環境基本法第13条】

第13条 削除

【改正後:循環型社会形成推進基本法第2条】

第2条 この法律において「循環型社会」とは、…循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、**固形状又は液状のものをいう。以下同じ。**)としての処分をいう。…)**が確保され、…社会をいう。**

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 (略)

二 …廃棄された物品…又は…副次的に得られた物品(前号に掲げる物を除く。)

【参考:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項】

この法律において「**廃棄物**」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(**放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。**)をいう。

放射性物質により汚染された廃棄物に関する規制の在り方の検討

放射性物質汚染対処特措法

附則第6条

政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ (平成27年9月 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会)

【背景】放射性物質汚染対処特措法については、附則第5条において、法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。平成27年1月をもって同法の本格施行から3年が経過したことを踏まえ、有識者から構成される「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」(座長:浅野直人福岡大学名誉教授)を設置し、除染及び汚染廃棄物の処理を始めとする同法の施行状況について点検を行い、その結果につき、検討会取りまとめとして平成27年9月30日に公表。

3. 課題と今後の方向性

(4) 横断的事項

e) 法制度を含めた総合的な検討

ここまで点検してきたことを踏まえつつ政府一丸となって取組を進めるとともに、**現行の除染実行計画が終了する時期(平成28年度末)を目処に**、現行の施策に一定の進捗があることを前提として、改めて特措法の施行・進捗状況の点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当等を行うべきである。

なお、特措法附則第6条においては、「放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について」の検討が求められているところであり、**改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、同条に基づく検討についても行うべき**である。